

# 第4次藤崎町地域福祉計画

---

みんながつながる 福祉充実のまち

ふじさき

令和5年4月

青森県藤崎町



## はじめに

藤崎町では、平成 30 年に第 3 次藤崎町地域福祉計画を策定し、「みんなでつくる しあわせあふれるまち ふじさき」を計画の基本理念として、各種地域福祉施策の推進に努めてきました。

策定から 5 年が経過した現在、地域福祉に対する町民の意識は醸成されてきましたが、地域社会の担い手はあらゆる分野で減少し、加えて、今般の新型コロナウイルス感染症により、人と人とのつながりを分断しかねない新たな課題も生じており、地域福祉を取り巻く状況はより難しく、課題は複雑・多岐にわたっております。



このような状況のもと、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、何らかの支援が必要な方にとって、安心して暮らせる地域社会づくりがこれまで以上に重要となってきています。

新たな計画は、平成 29 年に策定された藤崎町第 2 次総合計画「みんなで築く 希望に満ち、活力があふれるまち ふじさき」「しあわせあふれる健康・福祉の環境づくり」を踏まえ、住民一人ひとりが、地域の中でつながりや支え合いを実感し、住み慣れた地域で心身ともに健康な生活を続けていけるように、基本理念を「みんながつながる 福祉充実のまち ふじさき」とします。また、本計画では福祉意識の向上や人のつながりに主眼を置き、令和 5 年度から 5 年間を計画期間として効果的・積極的に推進してまいりますので、関係する皆さまのより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり御尽力を賜りました藤崎町地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査などを通じて貴重なご意見、ご提言をお寄せくださいました多くの皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和 5 年 4 月

藤崎町長 平田博幸

□◆◇目次□◆◇

第1章	計画策定にあたっての基本的な考え方	1
第1節	計画策定の趣旨等	1
1.	計画策定の趣旨・背景	1
2.	本計画の法的位置づけ	2
3.	地域福祉の概念	3
4.	藤崎町その他計画との関係性	5
5.	社会福祉法の一部改正	7
6.	計画期間	9
7.	計画の策定方法	9
第2章	藤崎町の状況	11
第1節	町の現況	11
1.	藤崎町の概要	11
2.	地域福祉を取り巻く状況	14
第2節	第3次藤崎町地域福祉計画の振り返り	25
1.	振り返りの実施概要	25
2.	振り返りの結果概要	25
第3節	アンケート調査の結果	27
1.	アンケート調査の実施概要	27
2.	アンケート調査の結果概要	27
第4節	本町における地域福祉に関する主要課題	52
1.	住民が地域において活躍できる環境づくり	52
2.	安全・安心を確保した環境づくり	52
3.	安定した生活を支える環境づくり	53

<b>第3章 計画の推進</b> .....	<b>54</b>
<b>第1節 計画の基本理念・基本目標</b> .....	<b>54</b>
1. 基本理念.....	54
2. 計画の基本目標.....	55
3. 施策体系.....	56
<b>第4章 施策の推進</b> .....	<b>57</b>
<b>基本目標1 住民一人ひとりの福祉意識の向上</b> .....	<b>57</b>
1. 情報活用の促進.....	57
2. 地域福祉の意識向上.....	58
3. 健康づくり・介護予防の充実.....	60
<b>基本目標2 つながりをもつ地域での支え合い</b> .....	<b>65</b>
1. 地域における担い手の育成.....	65
2. 地域防災力の強化・防犯対策の充実.....	66
3. 外出や交流の促進.....	68
<b>基本目標3 住民にやさしく安心な体制づくり</b> .....	<b>71</b>
1. 福祉サービスの充実.....	71
2. 相談体制の拡充.....	73
3. 制度の狭間、新たなニーズへの対応.....	75
4. 就労支援・生活困窮者対策の充実.....	76
5. 権利擁護の推進と虐待への対応.....	77
<b>第5章 成年後見制度利用促進基本計画（第二期藤崎町成年後見 制度利用促進基本計画）</b> .....	<b>79</b>
<b>第1節 計画の策定にあたって</b> .....	<b>79</b>
1. 計画策定の背景と目的.....	79
2. 第二期計画の位置づけ.....	80
3. 計画期間.....	80

4. 計画の進行管理及び評価.....	80
5. 周辺自治体との協力.....	80
<b>第2節 成年後見制度利用に関する現状.....</b>	<b>81</b>
1. 首長申立.....	81
2. 成年後見制度利用支援事業.....	82
3. 弘前圏域権利擁護支援事業.....	83
<b>第3節 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方.....</b>	<b>86</b>
<b>第4節 計画の策定によりめざす姿.....</b>	<b>86</b>
基本目標1 尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用.....	86
基本目標2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり.....	88
<b>第6章 計画の推進にあたって.....</b>	<b>91</b>
第1節 住民の役割.....	91
第2節 行政の役割.....	91
第3節 コミュニティにおける推進体制.....	92
第4節 社会福祉協議会との連携.....	92
第5節 計画の推進体制の確立.....	93
第6節 計画の点検・評価.....	93
<b>資料編.....</b>	<b>94</b>
第1節 策定経過.....	94
第2節 策定協議.....	95
第3節 藤崎町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	97



# 第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

## 第1節 計画策定の趣旨等

### 1. 計画策定の趣旨・背景

日本の人口は、令和2年の国勢調査によると1億2614万6千人となっており、依然として減少傾向で推移し、少子高齢・人口減少社会という大きな課題を抱える中、核家族化の進展や地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しており、経済・社会の存続の危機に直結しています。

これらの危機に対しては、住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、それぞれの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要です。

また、地域が抱える課題は、複雑化・多様化しており、従来型の施策や個別の支援のみでは解決することが難しい状況となっていることから、住民が主体的に地域課題を理解し、きめ細かい対応を行うとともに、地域が一丸となって、誰ひとり取り残されることのない地域づくりを進めることが必要です。

地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である藤崎町が、地域福祉を主体的に推進する地域住民等の参画を得て、地域生活における課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる取組内容等について、庁内関係部局のほか、多様な関係機関や専門職も含めて協議を行い、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

先に掲げた国が抱える課題は本町においても合致するものであり、国がめざす『地域共生社会<sup>※</sup>』の実現に向けて、地域の特性を踏まえ、創意と独自性を活かしながら、地域協働で自主的かつ積極的に計画策定に取り組むこととします。



資料：厚生労働省

<sup>※</sup> 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会



## 2. 本計画の法的位置づけ

本計画は社会福祉法第107条の規定に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めます。

なお、次に示す「社会福祉法」の一部改正（令和3年4月施行）を踏まえた計画とします。

### ◇社会福祉法の抜粋◇

#### （市町村地域福祉計画）

**第107条** 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

**2** 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

**3** 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

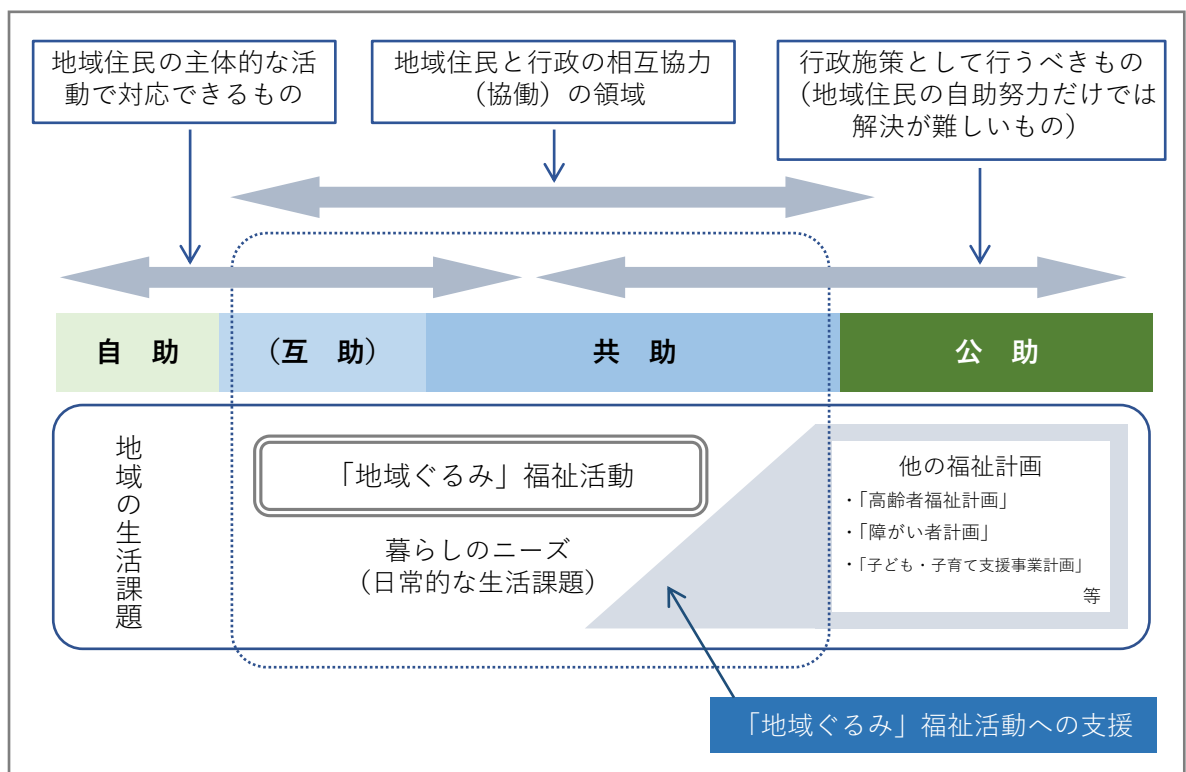
### 3. 地域福祉の概念

「地域福祉」とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方を指します。

少子高齢化や核家族化、就業形態の変化など、社会情勢が変化していく中で、普段の暮らしの中で不安や困りごとを抱える人がいることが明らかになりました。こうした生活課題は、家庭や地域のつながりの希薄化が進み、既存の行政や民間のサービスだけでは対応が難しいことが多くなっています。

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、法律や制度による公的なサービスだけではなく、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

#### ◇自助・互助・共助・公助の関係性◇



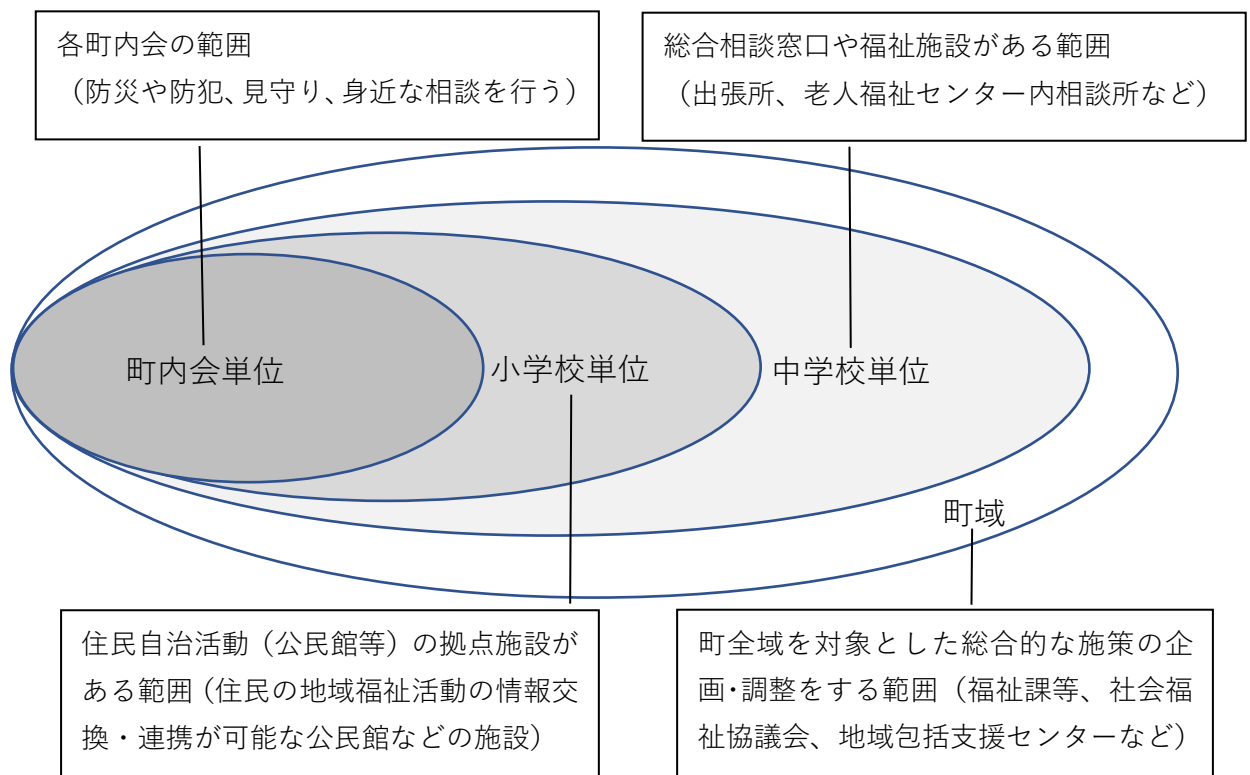
## 【「地域」の範囲の捉え方】

支援を必要とする住民へのサービスの提供や住民を主体とする地域福祉の推進を具体化していくためには、施設や人的な資源などの社会資源をいかにネットワーク化し、実効性のあるサービス提供や住民活動に活かしていくかが重要です。

このため、町域の広がりや状況の踏まえ、施設整備面において、住民の誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられること、また、地域福祉の担い手である住民が利用しやすい、参加しやすい面的な整備の考え方が必要となってきます。

そこで、地域福祉推進のための圏域を「町域」「中学校単位」「小学校単位」「町内会単位」に設定し、それぞれの圏域レベルの特性等を踏まえた地域福祉活動を支援する環境づくりを図ります。

### ◇地域福祉推進の圏域設定の基本的な考え方◇



## 4. 藤崎町の他計画との関係性

本計画は「藤崎町第2次総合計画」を上位計画とする計画であり、福祉分野における上位計画として位置づけられるものです。福祉（子育て、高齢者、障がい者等）に関する既存の部門別計画における基本的な考え方や理念等を相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向性を明らかにするものです。

また、社会福祉協議会が策定する「藤崎町地域福祉活動計画」は、地域住民と社会福祉の活動及び事業の推進を目的とするすべての団体等とともに、地域福祉の推進に取り組むための実践計画です。それと同時に、社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、地域を支える各種団体と協働しつつ、これからの福祉のまちづくりに向けた具体的な活動を明確にするための計画です。

なお、第2次藤崎町総合計画では、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）を取り入れたまちづくりを推進しています。この考え方を踏まえ、地域福祉においても持続可能な開発のためのまちづくりを推進していきます。

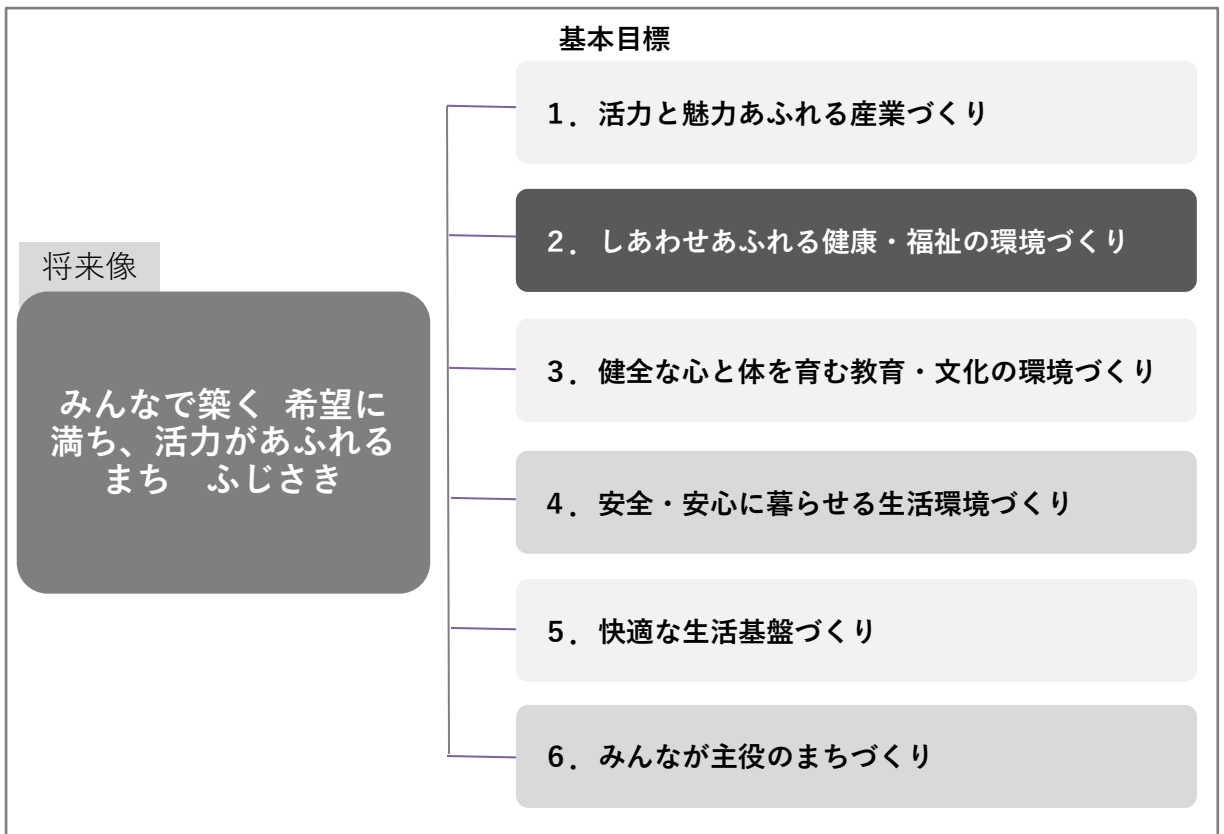
さらに、本町における分野別の福祉施策については、それぞれの個別計画に基づいて推進していきますが、本計画は、それらの計画の上位計画として、地域福祉に関連する共通の取組などを明らかにするとともに、さらに必要な取組を加えたものとし、町民の参画と協働を促しながら、町民生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。

加えて、「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき策定する「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画」を本計画に包含するものです。

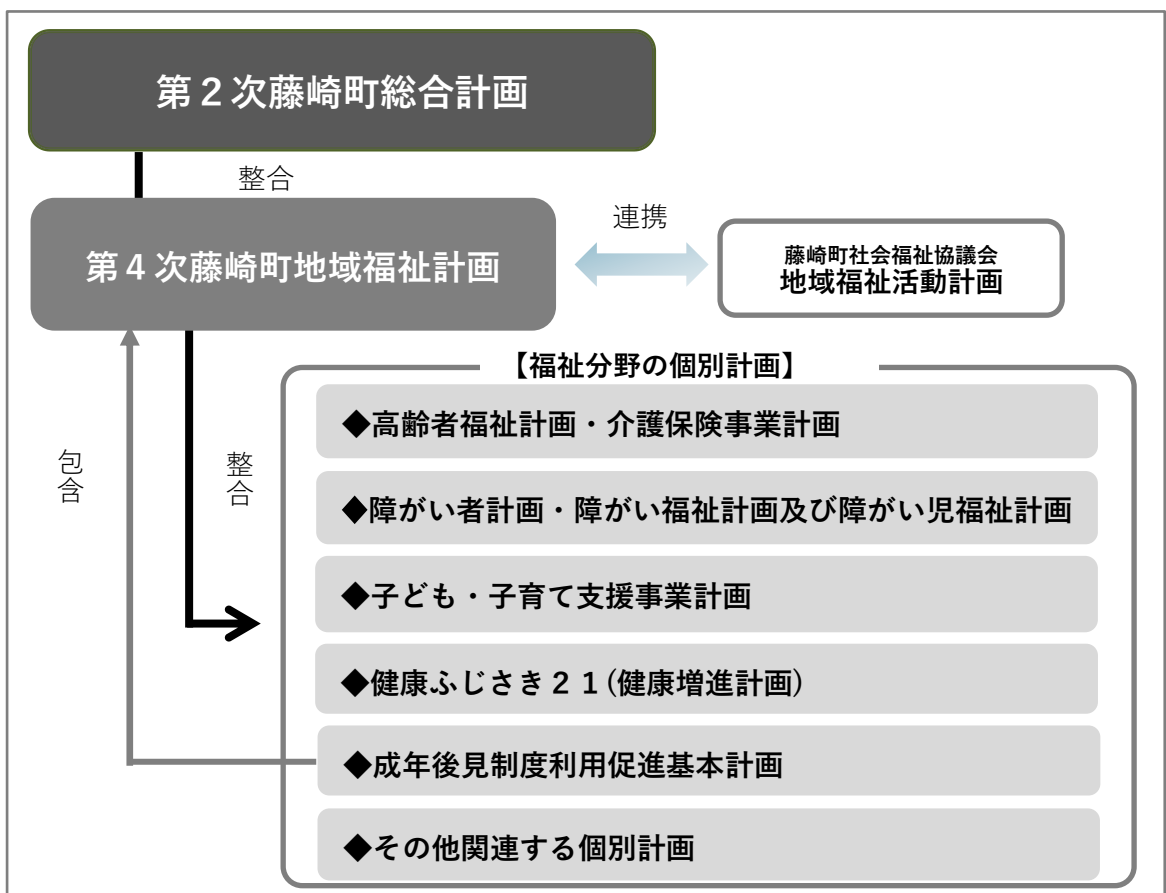
### ◇本計画で主に取り組む SDGs の目標のアイコン◇



◇第2次藤崎町総合計画の体系◇



◇地域福祉計画と他計画との関係◇



## 5. 社会福祉法の一部改正

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正（平成30年4月1日施行）が行われました。市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）の他、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

### （1）新たな地域福祉計画のポイント

社会福祉法の改正により、地域福祉計画の策定が努力義務となりました。地域福祉計画の策定のポイントは以下のとおりとなっています。

#### ①福祉分野の「上位計画」としての位置づけ

これまでの福祉施策は、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど対象者が区分されており、それぞれ根拠法令を異にする計画を策定することによって、各福祉サービスを提供してきました。一方で、少子高齢化や経済の停滞、地域力の低下などといった課題が進行しており、「ダブルケア」などの複合的な課題や制度の狭間となっているために必要な支援が受けられない課題などが深刻化しています。

こうした課題に対し、既存の福祉に関連する計画に共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで、各計画との調和を図り、さらに、福祉・保健、医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の上位計画としての位置づけを持たせることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進することとなっています。

#### ②新たに記載すべき事項

改正された社会福祉法を受け、厚生労働省が作成した「地域福祉（支援）計画策定ガイドライン改訂のポイント」の中で、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として掲げられている事項は以下のとおりです。

◇地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉  
その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項◇

①様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
②高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
③制度の狭間の課題への対応の在り方
④生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
⑤共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
⑥居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
⑦就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
⑧自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
⑨町民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
⑩高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
⑪保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
⑫地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
⑬地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
⑭地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
⑮地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
⑯全庁的な体制整備

また、包括的な支援体制の整備に関する事項として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「市町村における包括的な相談支援体制の構築」が掲げられています。

## 6. 計画期間

本計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

### ◇計画期間◇

年度	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)
計画	第3次藤崎町地域福祉計画									
						第4次藤崎町地域福祉計画（本計画）				

## 7. 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、町民アンケート調査を実施するとともに、策定段階からの積極的な住民参加を図るため、策定委員会での協議・検討を行いました。

### （1）町民アンケートの実施

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、町民を対象に「藤崎町地域福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

### （2）地域福祉計画策定委員会による検討

地域福祉施策は本町行政組織の幅広い部門に関連するため、有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「藤崎町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

### （3）その他意見の聴取

広く町民のみなさんからの意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。



■「障害」と「障がい」の表記について

この計画では、法律や他の機関・団体、サービスの名称等の固有名詞を用いる場合などを除き、“障害”を「障がい」という表記で統一しています。

## 第2章 藤崎町の状況

### 第1節 町の現況

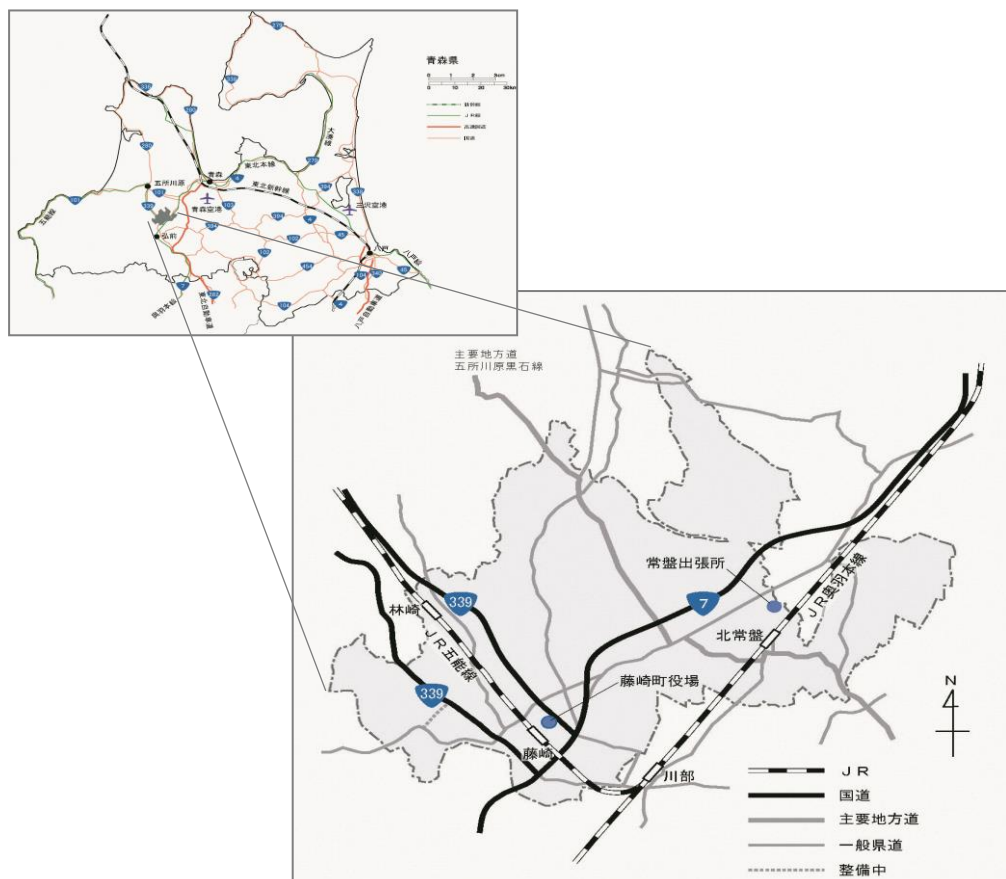
#### 1. 藤崎町の概要

##### (1) 藤崎町の地勢等

本町は、「津軽の歴史の発祥地」と伝えられる旧藤崎町と、早くから豊かな米作地帯として拓かれていた旧常盤村が平成17年3月に対等合併して誕生しました。青森県の西部に広がる津軽平野のほぼ中央に位置する、県内最小面積の町となっています。

県都青森市及び津軽地域の中心的都市である弘前市に隣接しており、町中心部から青森市まで約25km、弘前市までは約9kmの距離にあります。町内にはJR奥羽本線と五能線が走り、北常盤駅、藤崎駅、林崎駅の3駅を有するとともに、国道7号線と国道339号線などの幹線道路が整備され、青森市、弘前市、西北5地方を結ぶ交通の要衝となっています。

#### ◇藤崎町の地勢◇



## (2) 人口の現況

平成30年以降の総人口をみると減少傾向にあり、令和4年までに500人強が減少しています。年少人口と生産年齢人口は減少している一方、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者人口比率（高齢化率）も上昇を続け3割台で推移しています。

### ◇年齢3区分別人口とその比率の推移◇

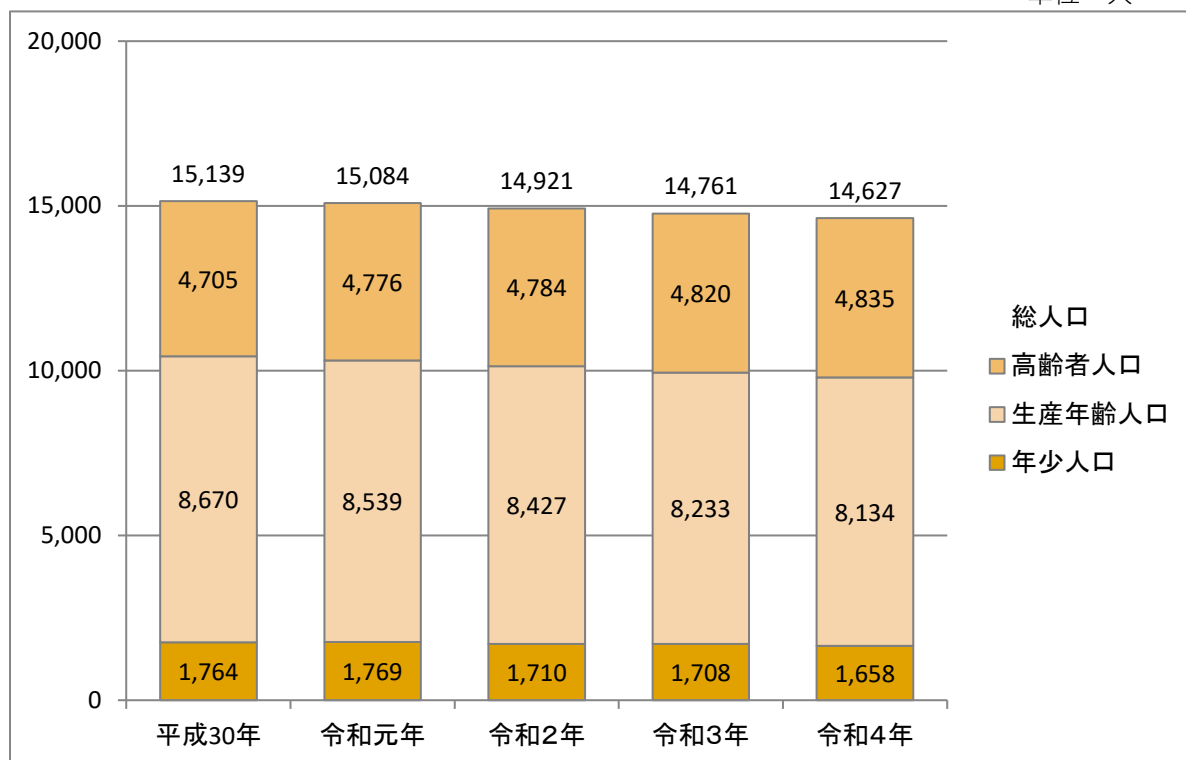
単位：人、%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	15,139	15,084	14,921	14,761	14,627
年少人口（15歳未満）	1,764	1,769	1,710	1,708	1,658
年少人口比率	11.7	11.7	11.5	11.6	11.3
生産年齢人口（15～64歳）	8,670	8,539	8,427	8,233	8,134
生産年齢人口比率	57.3	56.6	56.5	55.8	55.6
高齢者人口（65歳以上）	4,705	4,776	4,784	4,820	4,835
高齢者人口比率	31.1	31.7	32.1	32.7	33.1

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

### ◇年齢3区分別人口の推移◇

単位：人



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

### (3) 世帯の現況

本町の世帯数は増加傾向にあり、令和4年には6,131世帯となっています。

1世帯当たりの人員については、総人口の減少と世帯数の増加の同時進行に伴って減少しており、令和4年には2.39人となりました。

#### ◇総人口と世帯数の推移◇

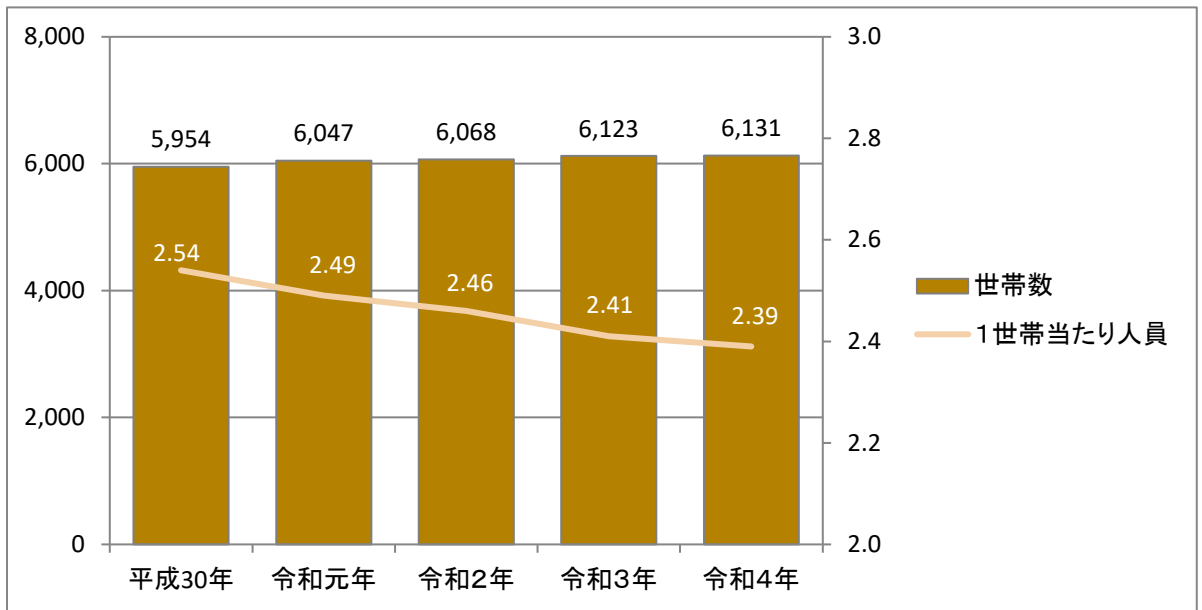
単位：人、世帯

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	15,139	15,084	14,921	14,761	14,627
世帯数	5,954	6,047	6,068	6,123	6,131
1世帯当たり人員	2.54	2.49	2.46	2.41	2.39

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

#### ◇世帯数と1世帯当たり人員の推移◇

単位：世帯、人



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

## 2. 地域福祉を取り巻く状況

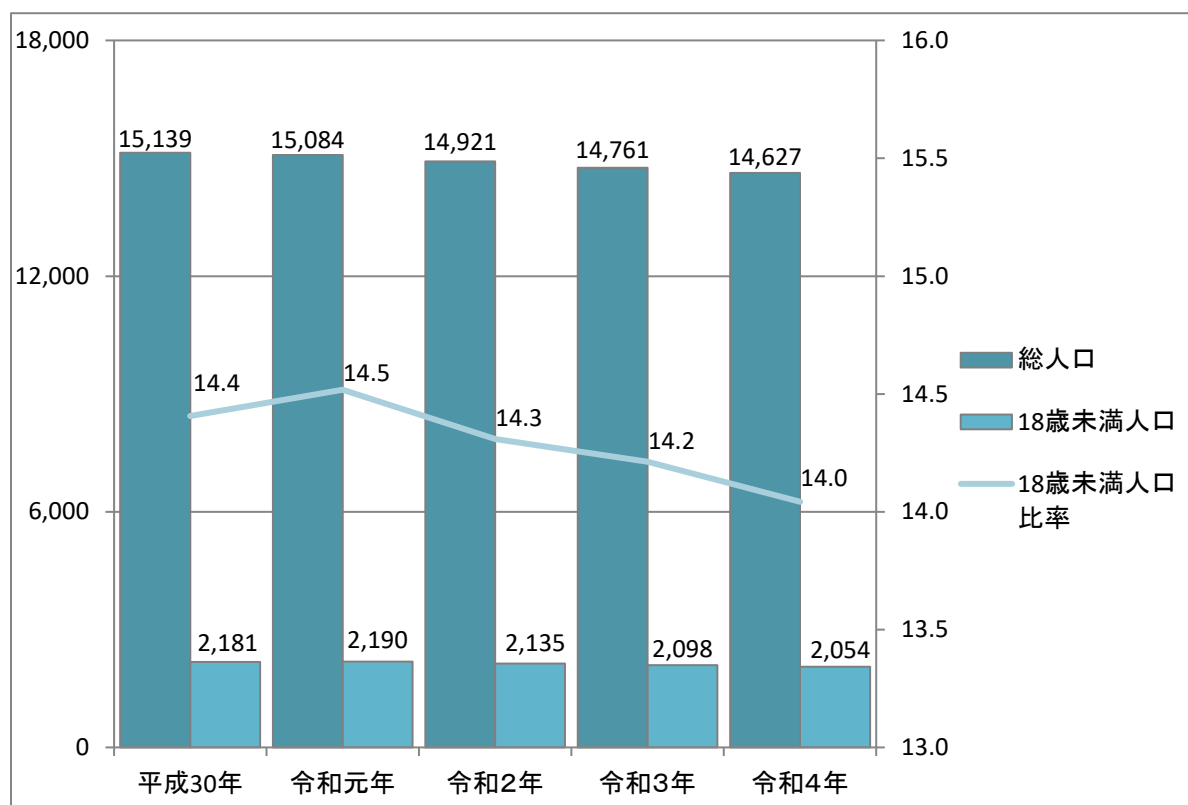
### (1) 支援を必要とする人の現状

#### ①子ども

本町に居住する18歳未満の人口は、令和4年時点で2,054人となっており、全人口のうち14.0%を占めています。本町の子ども数は、一時増加した年もありますが減少傾向で推移しており、少子化が進んでいることがわかります。

#### ◇18歳未満人口と総人口に占める18歳未満人口の割合◇

単位：人、%

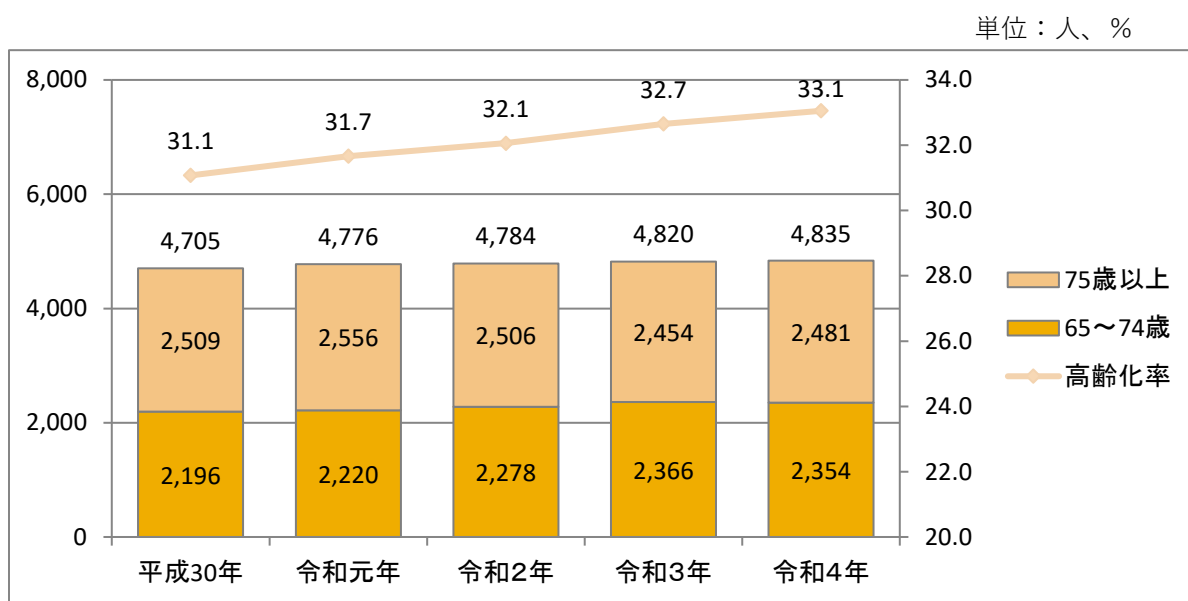


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

## ②高齢者

高齢者数の推移をみると、高齢者数全体は増加傾向にあります。平成30年から令和4年までに「65～74歳」の前期高齢者人口は158人増加している一方、「75歳以上」の後期高齢者人口は28人減少しています。2025年には団塊の世代が後期高齢者となることが見込まれていることから、今後における後期高齢者人口の動向に留意する必要があります。

### ◇高齢者数と高齢化率の推移◇



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

また、高齢者世帯についてみると、高齢化と核家族化の進行に伴って「高齢単身者世帯」と「高齢夫婦世帯」はともに増加傾向にあります。また、一般世帯数に占める割合も増加傾向にあり、「高齢単身者世帯」は令和2年において12.0%を占めています。

### ◇高齢者のいる世帯数の推移◇

単位：世帯、%

世帯区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	4,830	4,892	4,924	4,938
高齢単身者世帯	356	423	538	593
（一般世帯比）	7.4	8.6	10.9	12.0
高齢夫婦世帯	401	431	467	432
（一般世帯比）	8.3	8.8	9.5	8.7

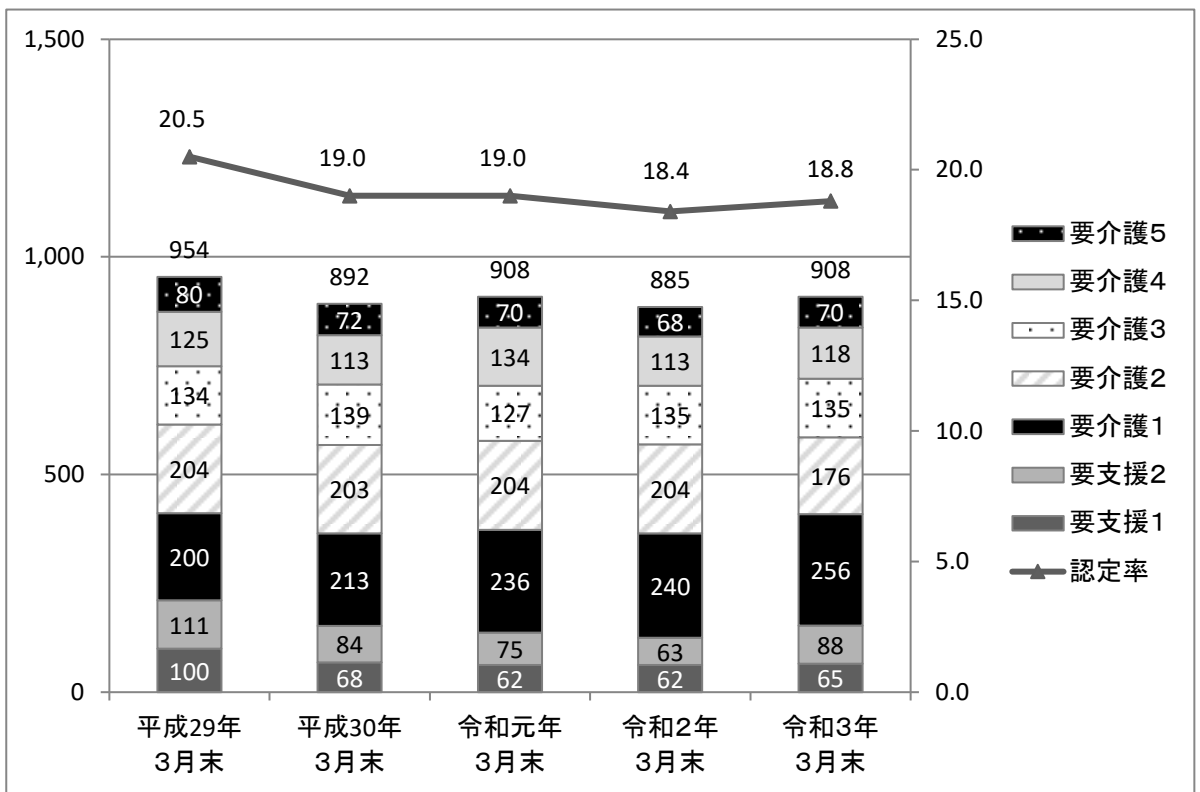
資料：国勢調査

平成29年から令和3年における要介護（要支援）認定者数についてみると、要介護（要支援）認定者数は増加と減少を繰り返しています。認定率は概ね横ばいで推移しており、令和3年3月末時点で18%台となっています。

2025年には団塊の世代が後期高齢者となることに伴い、要介護（要支援）認定者数が増加すると見込まれており、全国的な課題の1つとなっています。さらに、核家族化に伴う一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加も予想されることから、日常的な困りごとへの支援など、生活支援サービスのニーズが拡大することが予想されます。

### ◇要介護（要支援）認定者数の推移◇

単位：人、%

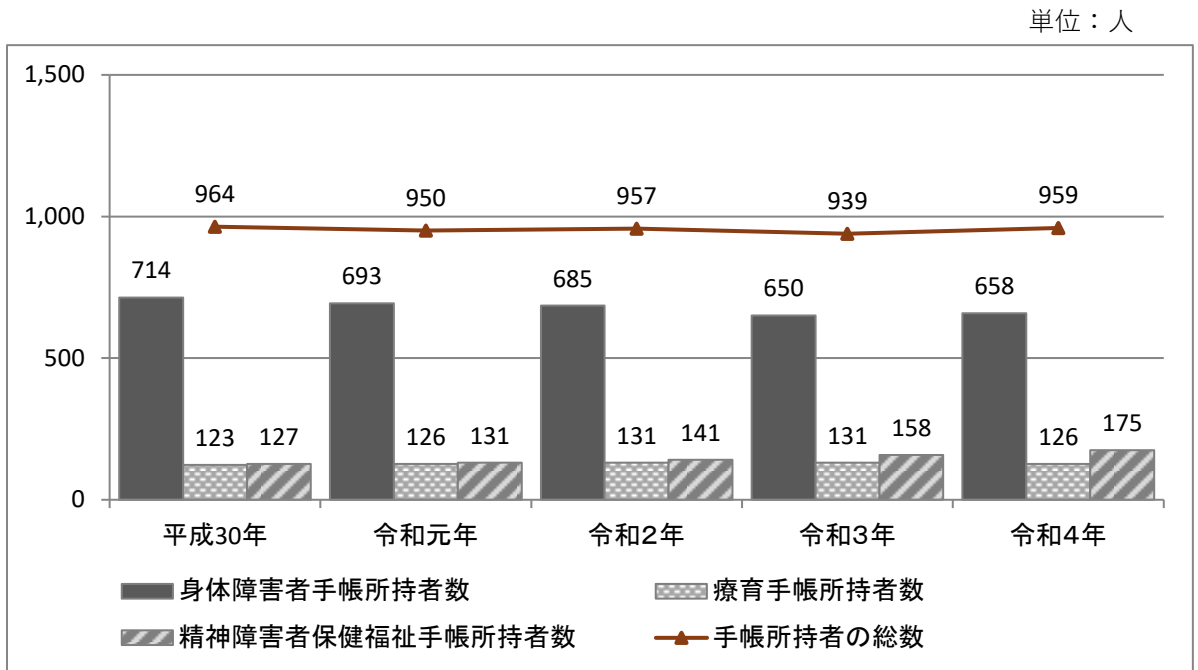


資料：地域包括ケアシステム「見える化」システム

### ③障がい者

本町に居住する障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30年以降において増減を繰り返しています。手帳の種別では、身体障害者手帳所持者数は概ね減少傾向で推移している一方、療育手帳所持者数は概ね増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者数は一貫して増加しています。

#### ◇障害者手帳所持者数の推移◇



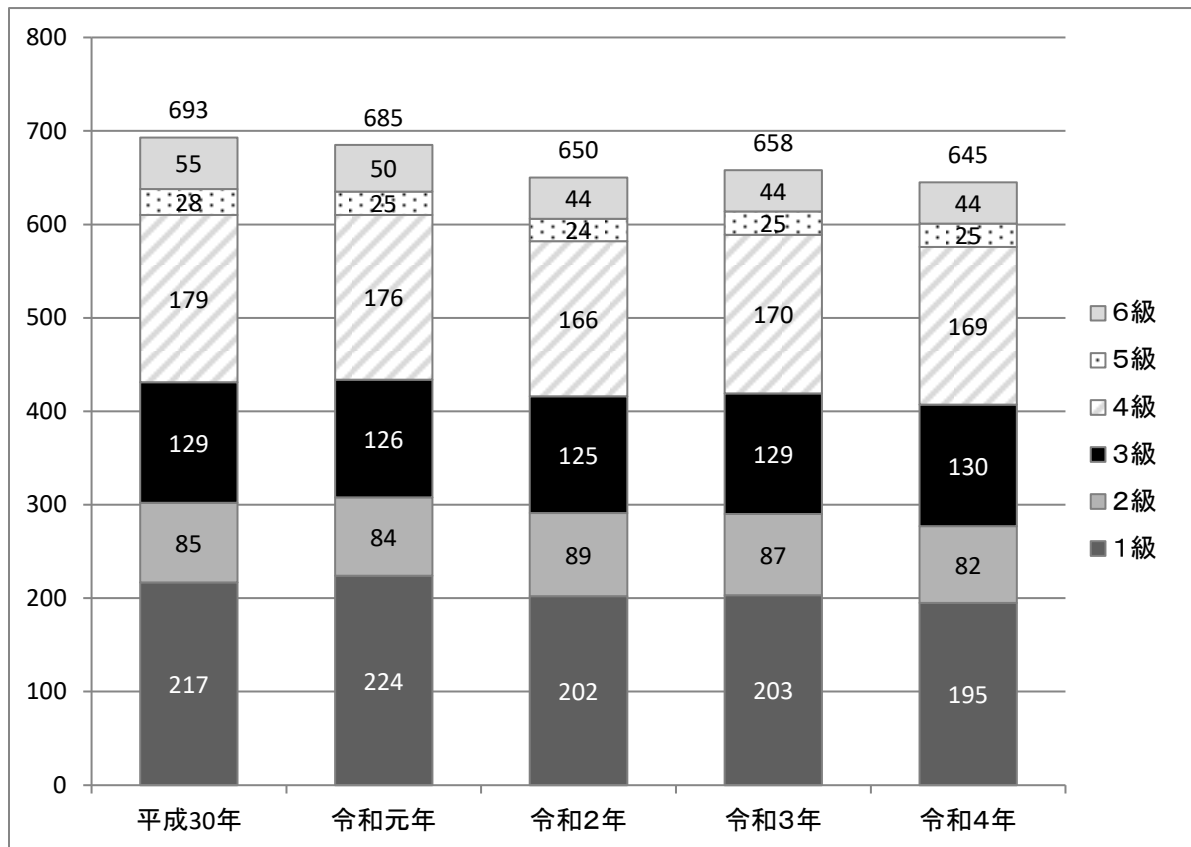
資料：福祉課（各年4月1日）



身体障害者手帳所持者数についてみると、全体では減少傾向にある中で、「3級」は近年において、やや増加傾向にあります。

◇身体障害者手帳所持者数の推移◇

単位：人

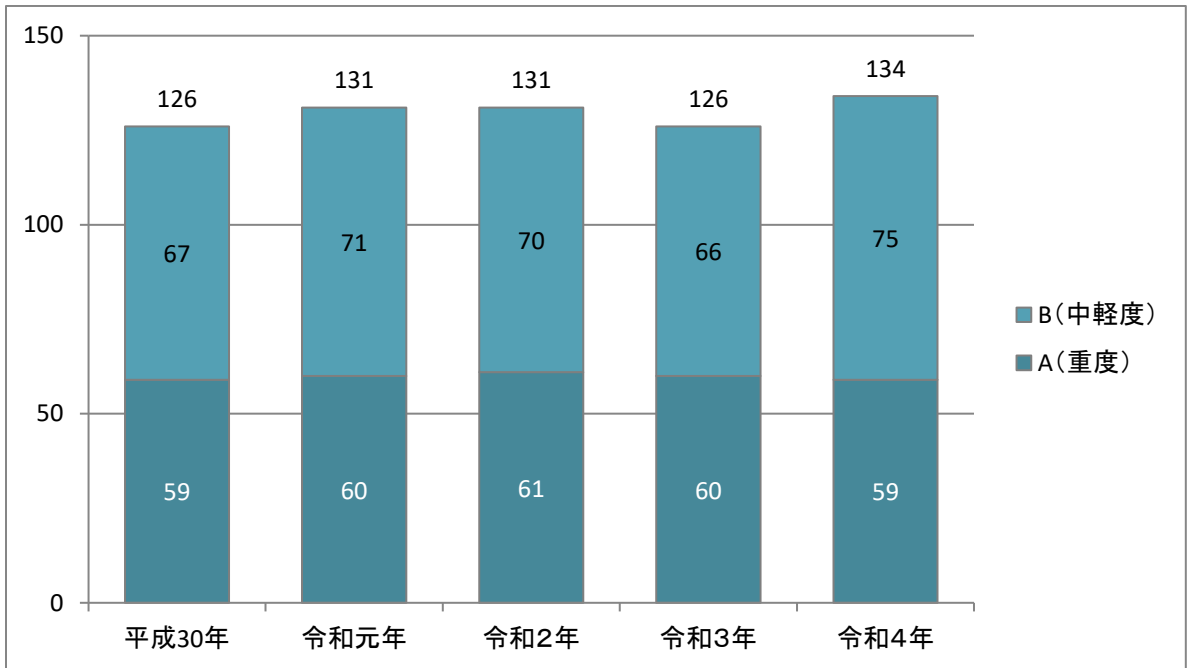


資料：福祉課（各年4月1日）

療育手帳所持者数は平成30年度には126人でしたが、令和4年度には134人と、増加傾向にあり、「A（重度）」は横ばいであるものの、「B（中軽度）」が増加傾向にあります。

◇療育手帳所持者数の推移◇

単位：人

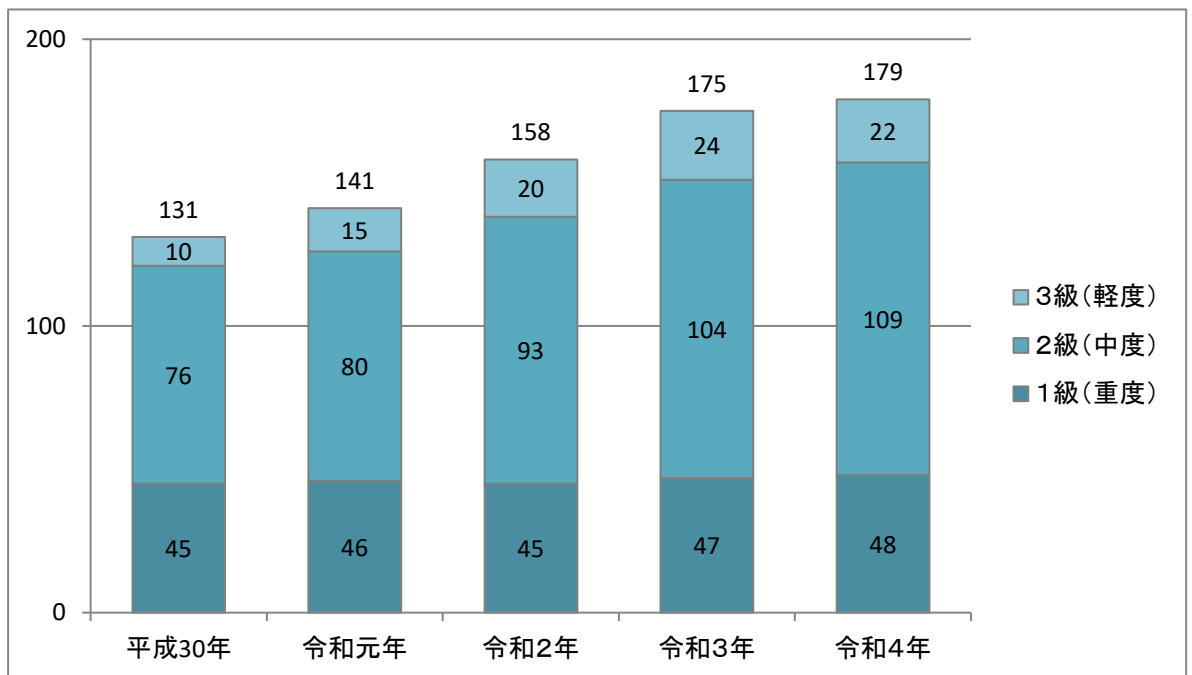


資料：福祉課（各年4月1日）

精神障害者保健福祉手帳所持者数については、平成30年以降において一貫して増加しており、特に「3級（軽度）」については、令和4年には平成30年の2倍程度になっています。

◇精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移◇

単位：人

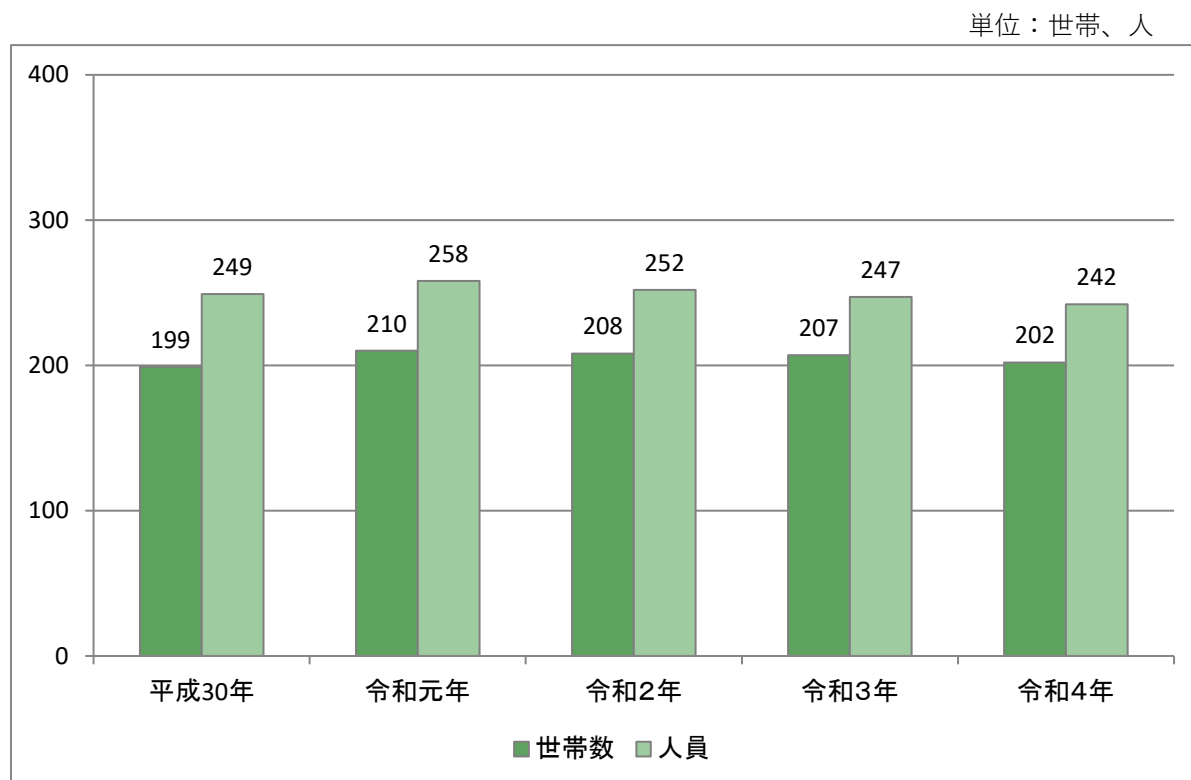


資料：福祉課（各年4月1日）

#### ④その他支援を必要とする人

生活保護の受給世帯と世帯に属する人員は令和元年に増加していますが、その後において減少傾向で推移しています。

#### ◇生活保護の受給世帯と世帯に属する人員◇



資料：生活保護速報（青森県健康福祉部健康福祉政策課）（各年4月1日）

## (2) 支援の提供体制の現状

### ①社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進しています。

行政や民生委員・児童委員、町内会や教育機関、各種団体等との連携を密にし、関係機関の理解を得ながら、実施事業における地域福祉活動拠点の確保を図るとともに、地域福祉推進の中核として、高齢者、障がいのある人、子育て中の人などの各分野における支援活動を充実させ、地域のニーズに対して包括的に生活を支援するサービスを推進しています。

### ②民生委員・児童委員

「民生委員」とは、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うことを役割としており、「児童委員」を兼任しています。また、「主任児童委員」は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守るとともに、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っています。

各地区の民生委員・児童委員の数は、以下のとおりとなっています。

#### ◇民生委員・児童委員数◇

単位：人

地区	人数
藤崎地区	18
常盤地区	13
合計	31

資料：福祉課（令和4年12月1日現在）

### ③地域活動、ボランティア活動

自主的に社会事業等に参加し、奉仕活動を行うボランティア\*団体は、平成30年以降において16団体あり、団体に所属する会員は3,000人台となっています。

#### ◇ボランティア団体等の状況◇

単位：団体、人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
団体数	16	16	16	16	16
会員数	3,527	3,482	3,373	3,333	3,252

資料：藤崎町社会福祉協議会（各年4月1日現在）

本町では、地域子育て支援センターを藤崎保育所、ときわこども園の2か所に設置し、子育てに関する相談や育児の情報提供や子育て親子の交流を図り、町内での子育てを支援しています。センターの利用状況は以下のとおりです。

#### ◇地域子育て支援センターの利用状況◇

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
地域子育て支援センター	911	780	259	326

資料：住民課

\* ボランティア：一般的には、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為、あるいはその行為を行う人。

また、本町では「ひよこのつどい」として、子育ての場を必要とする子どもと家族との交流の場を提供しています。保護者同士、子ども同士の交流の場ともなっており、保護者にとっての息抜きの場としても利用されています。「ひよこのつどい」は藤崎幼稚園に設置されています。

#### ◇ひよこのつどいの利用状況◇

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ひよこのつどい	122	85	153	201

資料：住民課

預かり保育や放課後児童クラブ、一時預かりの利用については、以下のとおりです。

#### ◇預かり保育・放課後児童クラブ・一時預かりの利用状況◇

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
預かり保育	233	251	239	240
放課後児童クラブ	325	361	395	368
一時預かり	1,380	1,269	2,284	2,404

資料：住民課

※預かり保育、一時預かりは延べ利用者数、放課後児童クラブは登録者数。

##### ※預かり保育

幼稚園の教育時間終了後または長期休業中に、希望する者に教育活動を行います。

##### ※放課後児童クラブ

小学校に就学している児童のうち、保護者の就労等、家庭の事情により昼間保護者のいない留守家庭の児童の健全な育成を支援することを目的に、保護者の帰宅・迎えまでの間の児童の健康管理や安全確保、適切な遊びや活動の提供を行います。

##### ※一時預かり

家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所、幼稚園、認定こども園で一時的に預かります。

このほか、本町では子育て支援事業として、「子どもを預かってほしい人」と、「子どもを預かることができる人」が会員として登録し、相互の責任と信頼関係のもとに子育ての援助を行う「ファミリー・サポート・センター」を設置しています。

ファミリー・サポート・センターの利用状況は以下のとおりです。

◇ファミリー・サポート・センターの利用状況◇

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ファミリー・サポート・センター	1	1	0	1

資料：社会福祉協議会

※延べ利用者数

## 第2節 第3次藤崎町地域福祉計画の振り返り

### 1. 振り返りの実施概要

前期計画である「第3次藤崎町地域福祉計画」に定められた町の「主な取組」（全69）の進捗状況や課題を把握し、「第4次藤崎町地域福祉計画」を策定するための基礎資料とするため、振り返り調査を実施しました。

なお、計画期間はおよそ4年が経過した時点（令和4年3月31日）の状況を目安に実施したものです。

#### 【評価基準】

A 基本計画に掲げた施策を達成した。	ほぼ100%の成果を上げることができた
B 基本計画に掲げた施策を概ね達成した。	75%程度の成果を上げることができた
C 現在、施策の達成に向けて動いている。	半分程度の成果を上げることができた
D 現在、施策の達成に向けて動き始めている。	施策に着手し、動き始めることはできた
E 現在、ほとんど手をつけていない。	施策に着手することができなかった

### 2. 振り返りの結果概要

平成30年度から令和4年度までを計画期間とする第3次藤崎町地域福祉計画においては、「みんなでつくる しあわせあふれるまち ふじさき」を基本理念に据え、「1. 住民が活躍できる地域づくり」、「2. 住民が安心して暮らせる地域づくり」、「3. 住民にやさしい地域づくり」の3つの基本目標を掲げ、町民や関係団体等、行政がそれぞれの役割を担い、施策を進めてきました。

計画の振り返りでは、3つの基本目標ともに80%以上の進捗となっており、バランスのとれた進捗状況となっています。



基本目標別にみると、「基本目標1. 住民が活躍できる地域づくり」では、「(1) 情報提供の充実」、「(2) 地域福祉の意識向上」、「(3) 地域における担い手の育成」、「(4) 健康づくり・介護予防の充実」、「(5) 参画と交流の場、生きがいつくりの充実」の取組の方向性に基づき、地域の福祉課題の解決のためにも、住民一人ひとりが地域を支える一員としての意識を持ち、主体となって活躍できる地域づくりを進めてきました。比較的、バランスのとれた進捗状況となっていますが、「(2) 地域福祉の意識向上」の進捗が70%程度にとどまり、赤ちゃん・幼児ふれあい体験学習や社会福祉体験学習などの機会を通じて、住民の地域福祉に対する意識高揚に取り組む必要があります。

「基本目標2. 住民が安心して暮らせる地域づくり」では、「(1) 福祉サービスの充実」、「(2) 総合的な相談体制の構築」、「(3) 防災・防犯対策の充実」、「(4) 制度の狭間への対応」の取組の方向性に基づき、包括的支援体制の確立や情報提供の充実、防災体制の強化など、高齢者、障がい者、子どもなどすべての住民が安心して暮らせる地域づくりを進めてきました。「(2) 総合的な相談体制の構築」については100%となっている一方で、「(4) 制度の狭間への対応」については、コロナ禍で引きこもり傾向にある高齢者への声かけなどが不十分だったこともあり、50%程度の進捗状況にとどまっており、ほのぼの協力員不在の地区においては協力員を確保するとともに、見守り活動の強化に努める必要があります。

「基本目標3. 住民にやさしい地域づくり」では、「(1) 就労支援・生活困窮者対策の充実」、「(2) 権利擁護の推進と虐待への対応」、「(3) 外出しやすい環境づくり」の取組の方向性に基づき、本人の尊厳が尊重されることを基本に、できるだけ自立した生活が送れるよう、高齢者等の雇用や就労の支援促進、誰もが外出しやすい公共交通機関の整備充実など、住民にやさしい地域づくりを進めてきました。

「(3) 外出しやすい環境づくり」については100%となっている一方で、「(1) 就労支援・生活困窮者対策の充実」については、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定しているものの、町内に事業所がないこと、また、ファミリー・サポート・センター事業については、近年利用者がいない状況であるなど、60%程度の進捗状況にとどまっています。広報紙やホームページのほか、関係機関と連携を強化し、雇用に関する情報や安心して就労できる事業に関する情報提供の充実を図る必要があります。

### 第3節 アンケート調査の結果

本計画を策定するにあたって、藤崎町内に居住する一般町民を対象とする「藤崎町地域福祉計画・藤崎町地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。アンケート調査の結果概要は、以下のとおりです。

#### 1. アンケート調査の実施概要

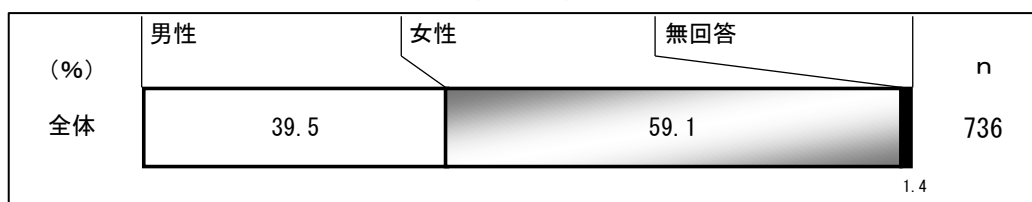
項目	内容
調査対象	18歳以上の町民
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和4年6～7月
調査地域	藤崎町全域
配布数	2,000
有効回収数	736
有効回収率	36.8%

#### 2. アンケート調査の結果概要

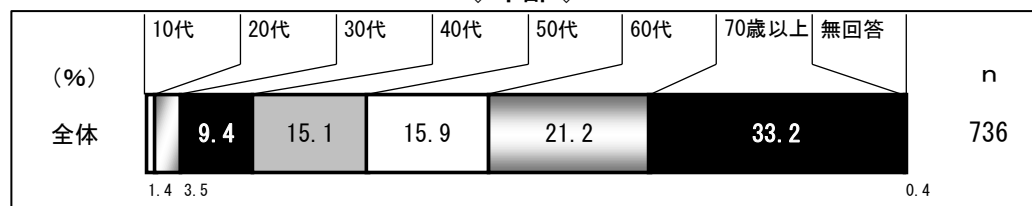
##### 【回答者の属性について】

回答者の属性は以下のとおりです。比較的高齢の回答者が多く、60代、70歳以上が過半数を占めています。また、回答者の世帯構成は「親と子の二世帯同居世帯」が4割台半ばを占めるほか、居住年数は「30年以上」が7割弱となっています。

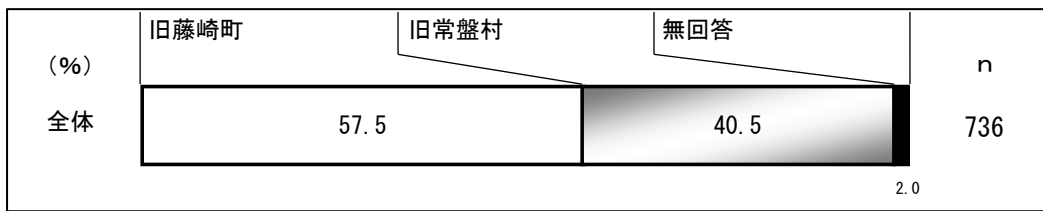
##### ◇性別◇



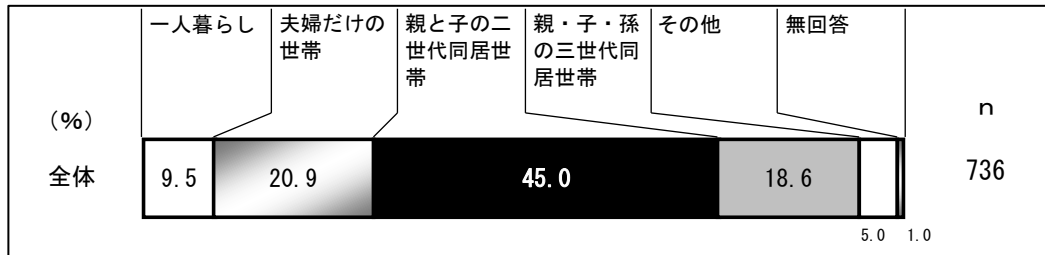
##### ◇年齢◇



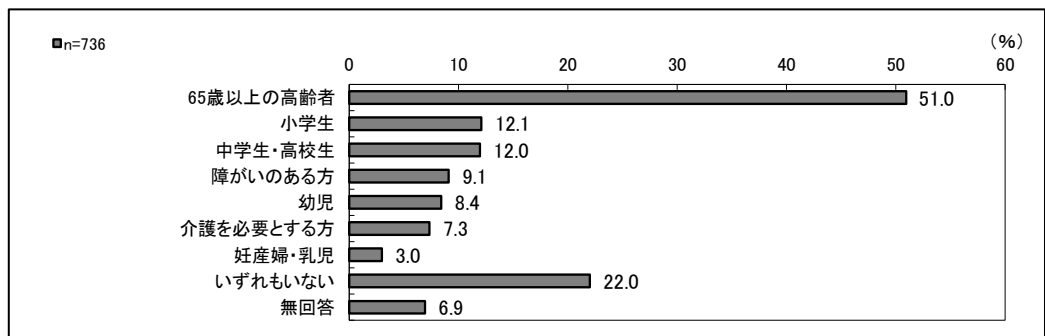
◇居住地◇



◇世帯構成◇

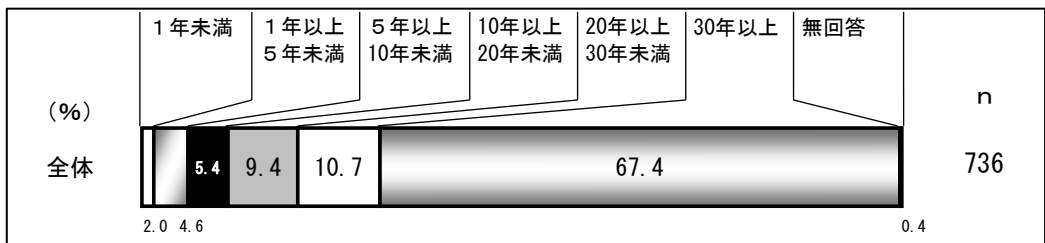


◇同居している家族◇



※複数回答

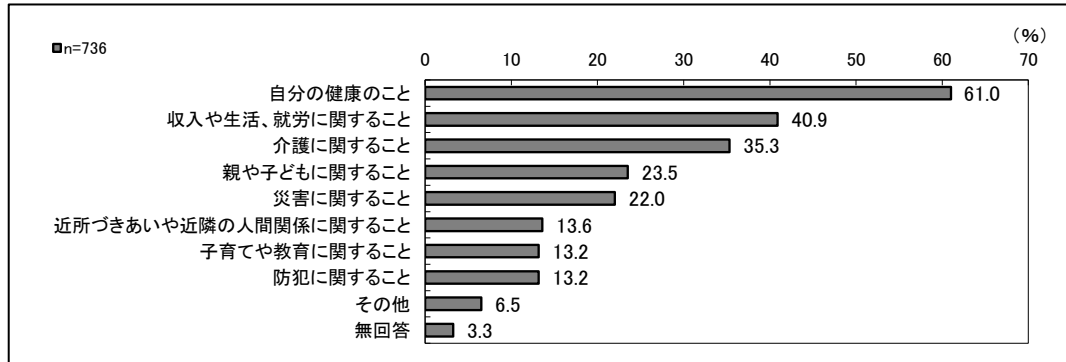
◇居住年数◇



### 【回答者の生活の状況について】

暮らしの中で困ったり不安に思っていることについて尋ねたところ、「自分の健康のこと」が第1位となっており、次いで「収入や生活、就労に関すること」、「介護に関すること」、「親や子どもに関すること」などとなっています。自身の健康に不安等を感じている人が、多数いることがうかがえます。

#### ◇暮らしの中で困ったり不安に思っていること◇



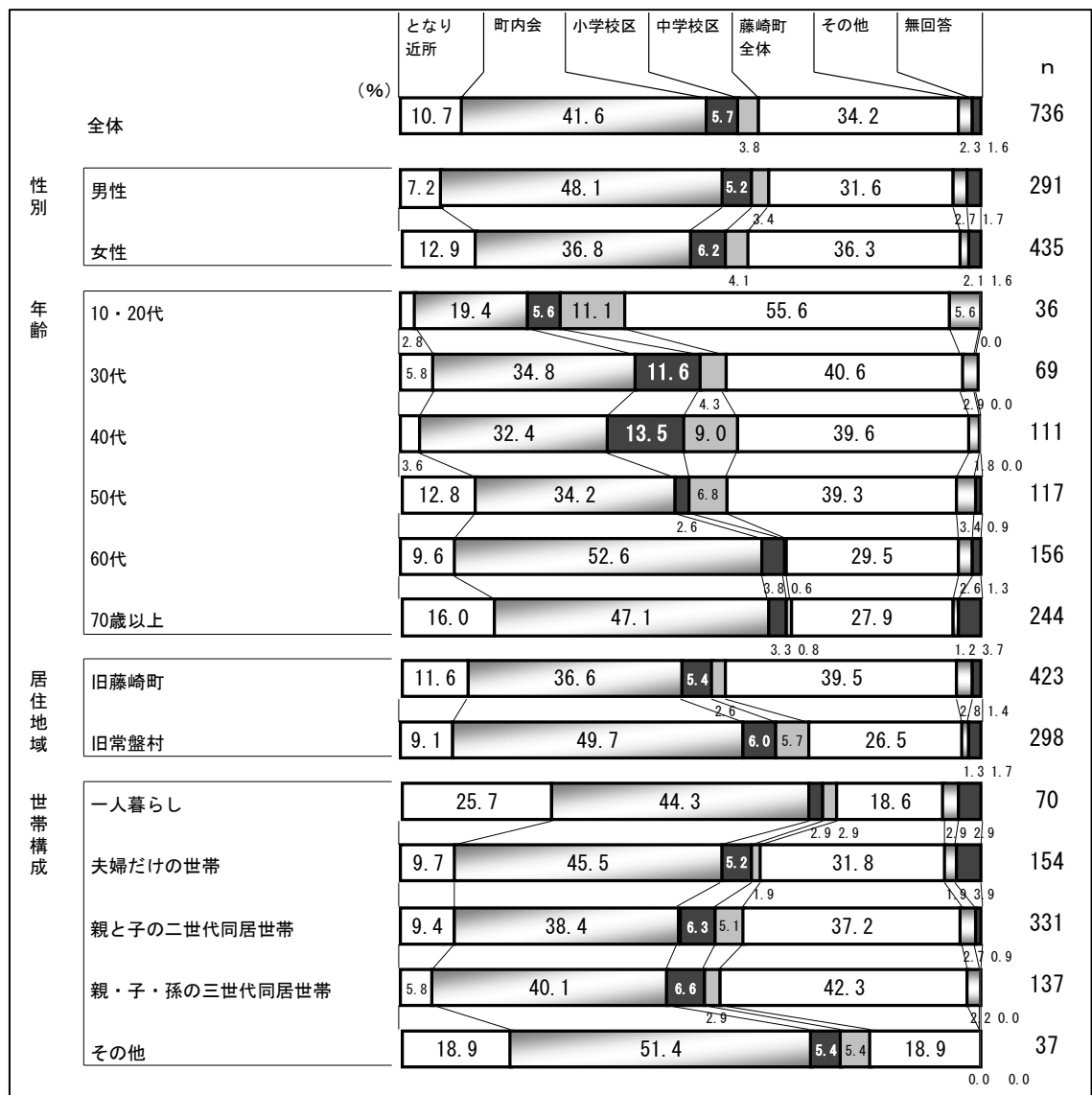
※複数回答

【地域での生活について】

「地域」として考える範囲について尋ねたところ、全体の4割強が「町内会」、3割台半ばが「藤崎町全体」と回答しています。

年齢別にみると、若年層を中心に「藤崎町全体」と回答する人の割合が高いのに対し、60代、70歳以上では「町内会」と回答する人の割合が高く、高齢者では比較的身近な範囲を「地域」と捉えている傾向がみられます。

◇「地域」の範囲◇



近所づきあいの程度について尋ねたところ、「つきあいはしているが、あまり親しくはない」が4割弱を占めており、「親しくつきあっている」は2割台半ばとなっています。

年齢別にみると、概ね年齢層が高いほど、“つきあいをしている”（「親しくつきあっている」と「つきあいはしているが、あまり親しくはない」の合計）の割合が高い傾向にあります。

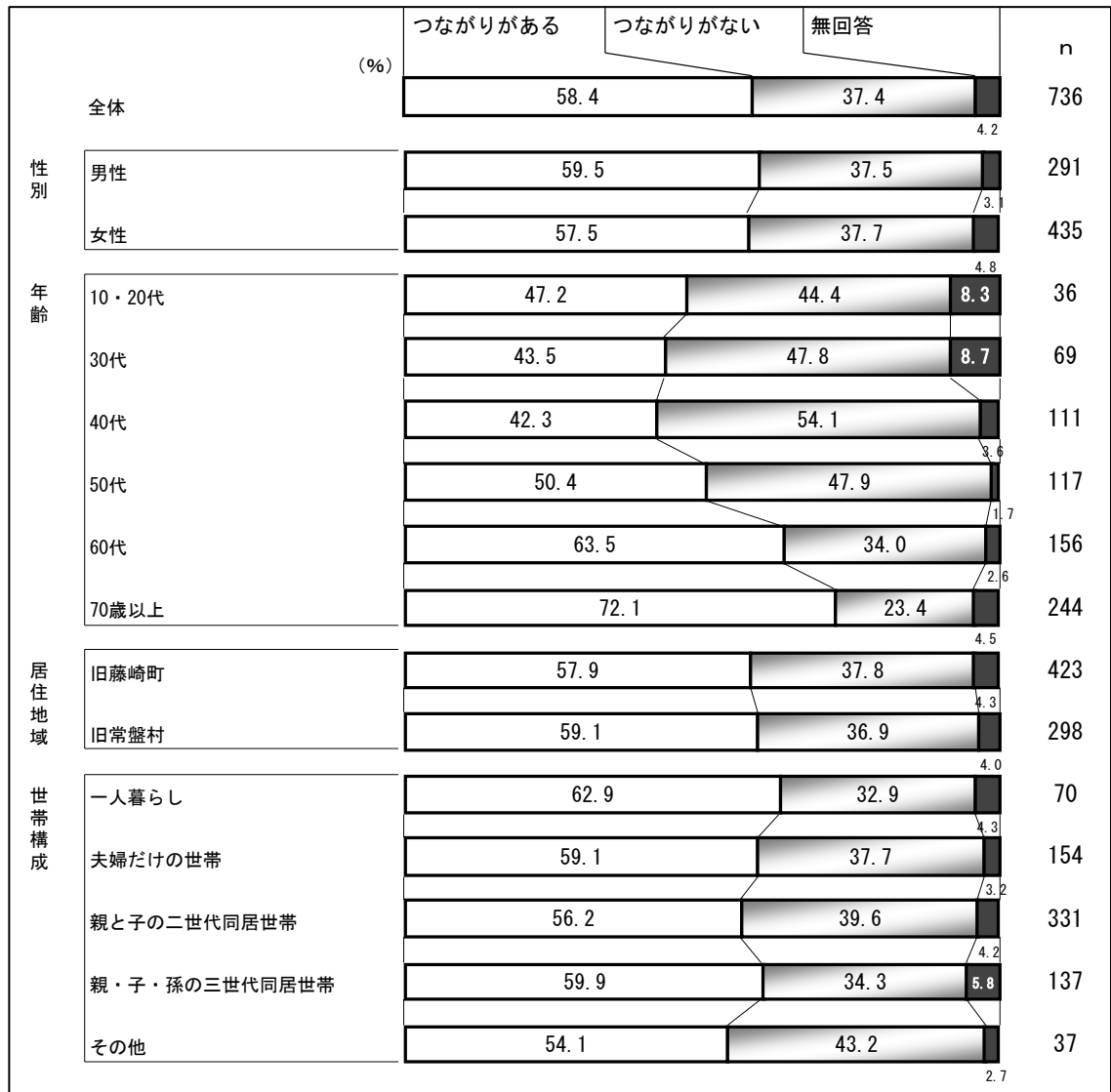
◇近所づきあいの程度◇

		親しくつきあっている	つきあいはしているが、あまり親しくはない	あまりつきあっていない	つきあいはしていない	無回答	n
全体		25.7	37.4	26.8	9.6	0.5	736
性別	男性	26.1	39.2	26.1	8.6	0.0	291
	女性	24.4	37.0	27.6	10.1	0.9	435
年齢	10・20代	22.2	19.4	50.0	8.3	0.0	36
	30代	10.1	30.4	37.7	20.3	0.4	69
	40代	9.9	32.4	37.8	19.8	0.0	111
	50代	12.0	41.0	33.3	12.8	0.9	117
	60代	25.6	48.1	23.1	3.2	0.0	156
	70歳以上	43.4	36.1	14.8	4.9	0.8	244
居住地	旧藤崎町	25.8	36.4	27.0	10.2	0.7	423
	旧常盤村	24.5	39.6	26.8	8.7	0.3	298
世帯構成	一人暮らし	34.3	31.4	22.9	11.4	0.0	70
	夫婦だけの世帯	24.0	35.1	27.3	13.6	0.0	154
	親と子の二世帯同居世帯	21.1	40.2	29.0	9.7	0.0	331
	親・子・孫の三世帯同居世帯	28.5	40.1	23.4	5.1	0.0	137
	その他	40.5	24.3	27.0	8.1	2.9	37

地域とのつながりがあるかどうかについて尋ねたところ、「つながりがある」が6割弱を占めています。

年齢別にみると、30代と40代では、「つながりがない」が「つながりがある」を上回っています。

◇地域とのつながりがあるか◇



町内会活動への参加の程度について尋ねたところ、「ほとんど、または全く参加していない」が33.3%を占めており、これに「あまり参加していない」(28.5%)を加えた“参加していない”は6割強となっています。

特に、若年層において“参加していない”の割合が高くなっています。

◇町内会活動への参加の程度◇

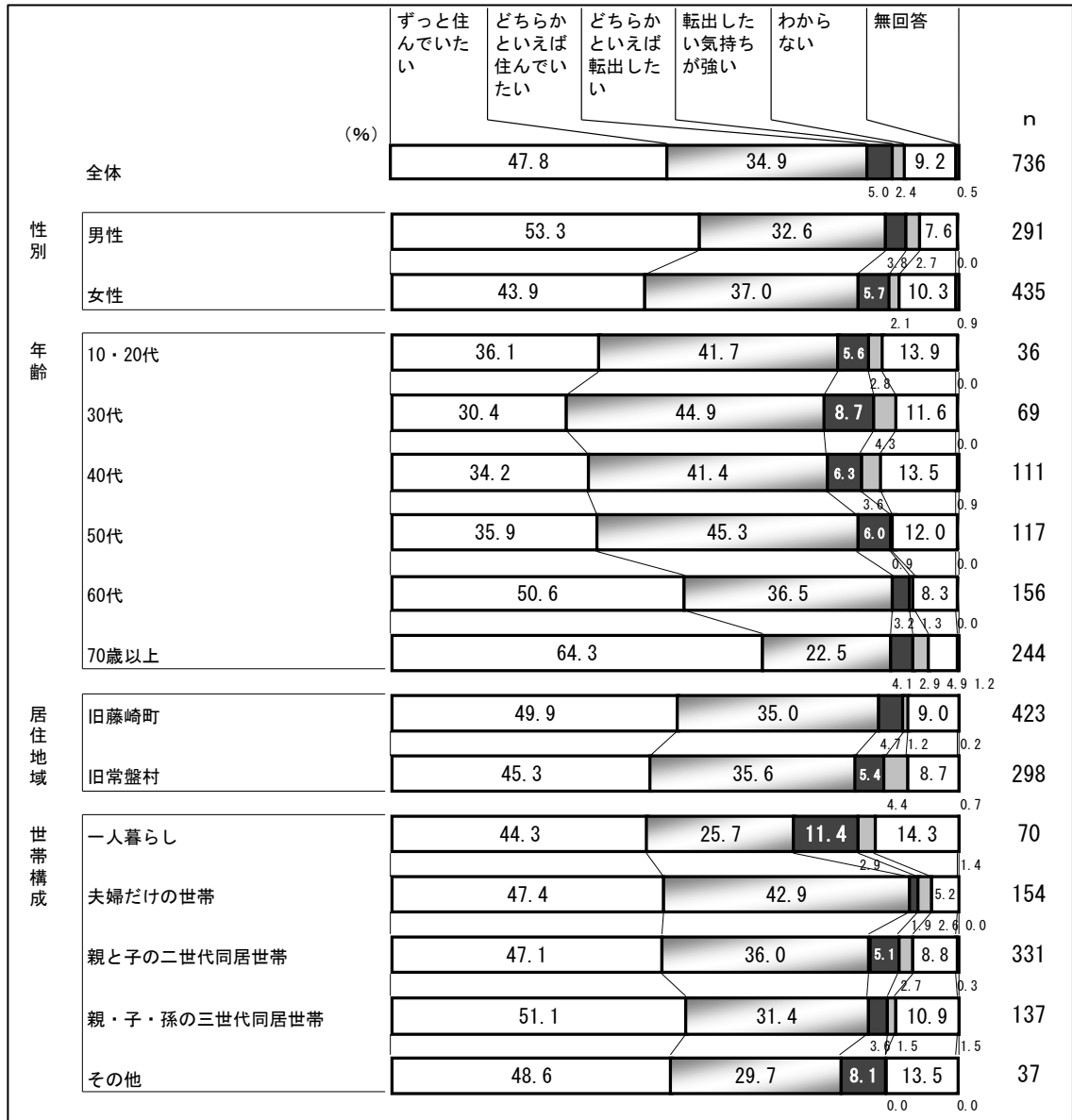
		よく参加している	ある程度参加している	あまり参加していない	ほとんど、または全く参加していない	無回答	n
		(% )					
全体		10.7	26.4	28.5	33.3	1.1	736
性別	男性	13.1	27.5	28.5	30.2	0.7	291
	女性	8.7	25.5	29.2	35.2	1.4	435
年齢	10・20代	8.3	22.2	66.7		2.8	36
	30代	14.5	31.9	52.2		1.4	69
	40代	8.1	14.4	25.2	52.3	0.0	111
	50代	26.5	32.5	38.5		2.6	117
	60代	13.5	31.4	29.5	24.4	1.3	156
	70歳以上	17.2	34.4	27.9	18.0	2.5	244
居住地域	旧藤崎町	8.7	28.1	27.2	35.0	0.9	423
	旧常盤村	13.1	23.8	30.9	31.2	1.0	298
世帯構成	一人暮らし	12.9	24.3	28.6	31.4	2.9	70
	夫婦だけの世帯	12.3	27.9	31.2	27.3	1.3	154
	親と子の二世帯同居世帯	9.4	24.2	29.6	36.3	0.6	331
	親・子・孫の三世帯同居世帯	11.7	30.7	25.5	31.4	0.7	137
	その他	10.8	21.6	24.3	40.5	2.7	37



今後の定住意向については、「ずっと住んでいたい」が47.8%を占めており、これに「どちらかといえば住んでいたい」(34.9%)を加えた“住んでいたい”は8割強を占め、定住意向が強いことがうかがえます。

年齢別で見ると、60代、70歳以上において、特に定住意向が強くなっています。

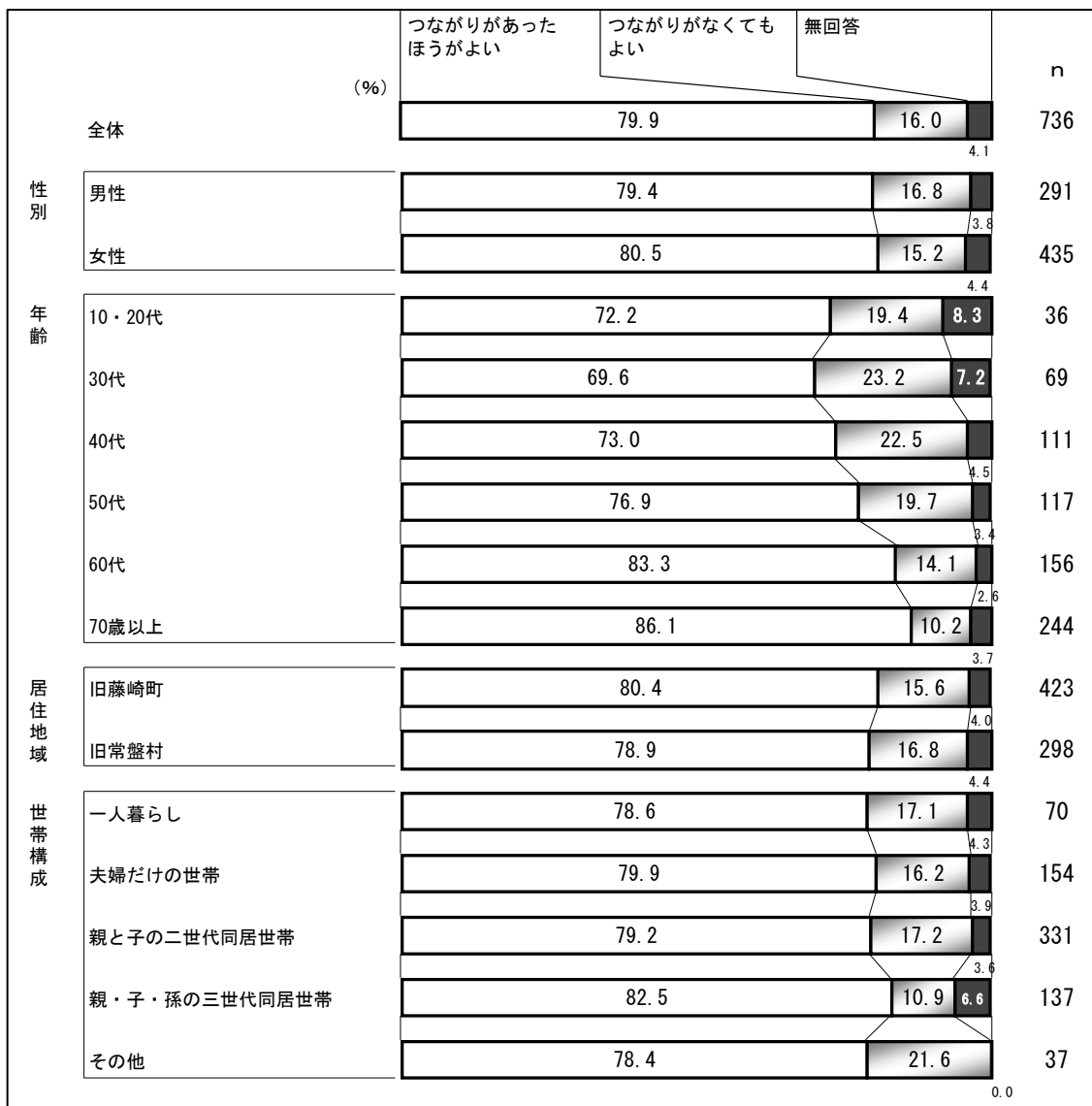
◇今後の定住意向◇



地域とのつながりがあった方がよいかについては、「つながりがあったほうがよい」が約8割を占めている一方、「つながりがなくてもよい」は2割弱を占めています。

年齢別にみると、概ね年齢層が高いほど、「つながりがあったほうがよい」の割合が高くなる傾向がみられます。

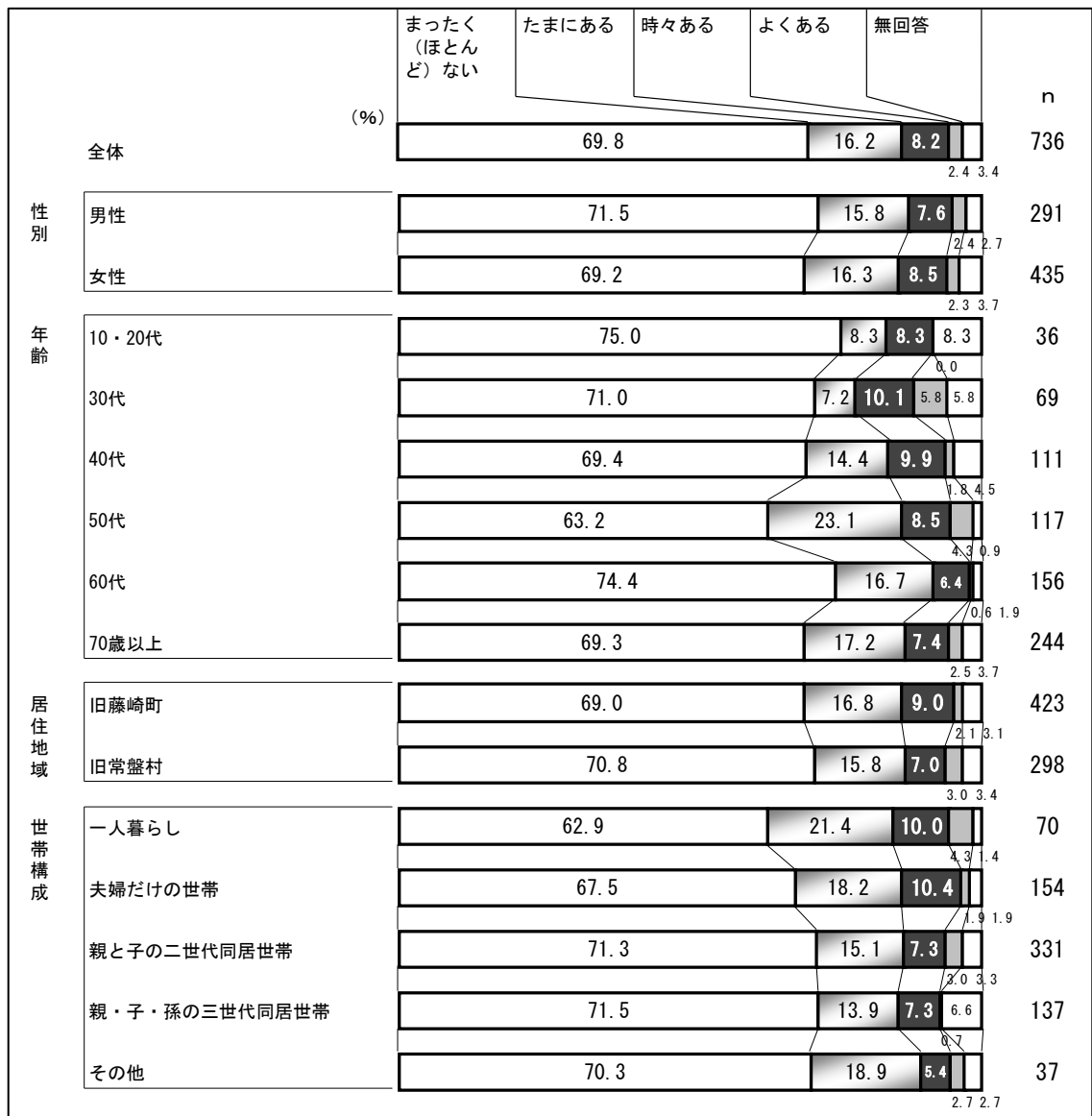
◇地域とのつながりがあったほうがよいか◇



自分が孤立※していると感じることは、「まったく（ほとんど）ない」（69.8%）が最も多くなっていますが、「たまにある」（16.2%）、「時々ある」（8.2%）、「よくある」（2.4%）を合わせた“ある”は26.8%と3割弱を占めています。

属性別にみると、“ある”の割合は、年齢別の50代と世帯構成別の一人暮らしで高くなっています。

◇自分が孤立していると感じること◇

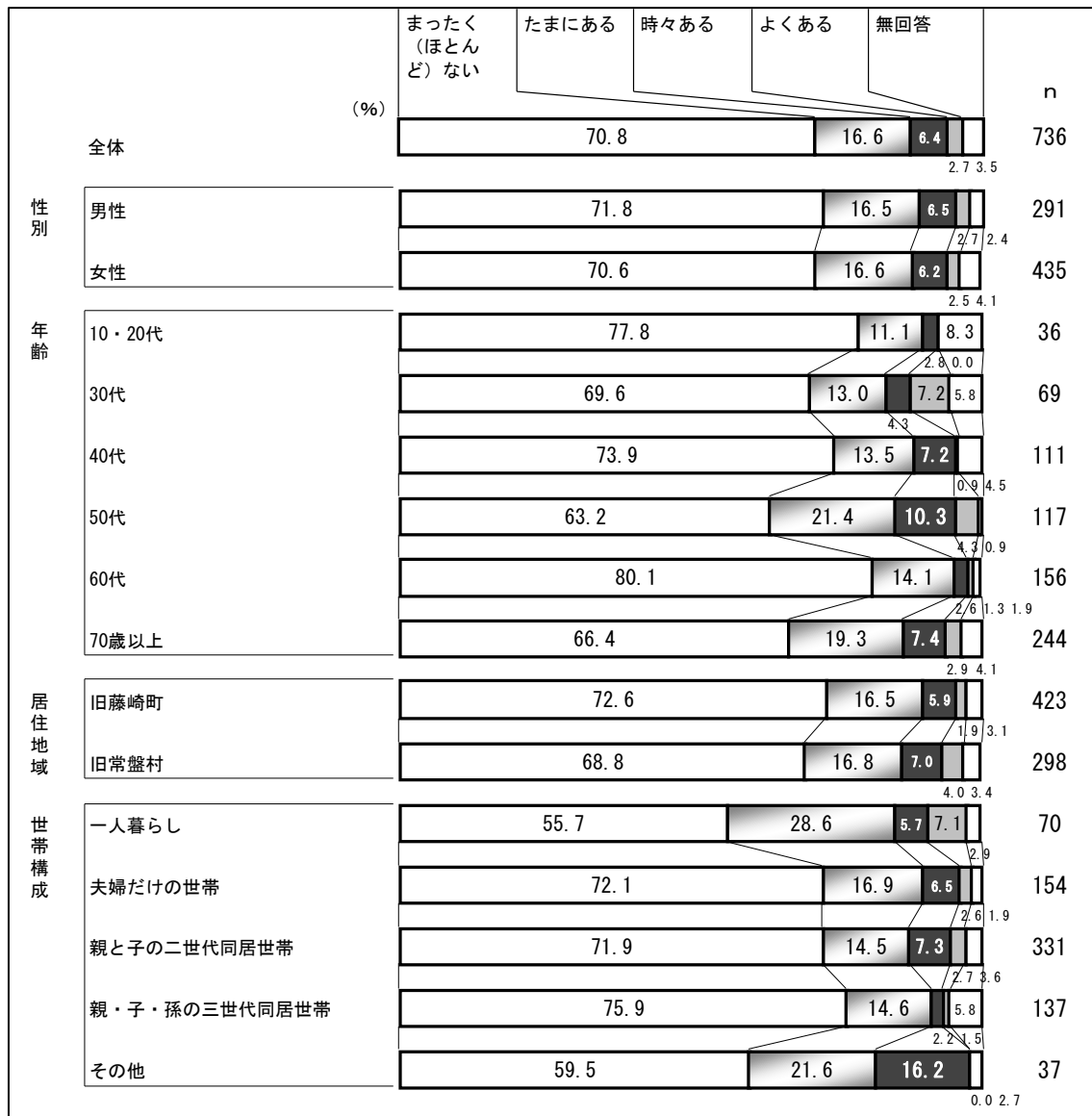


※ 孤立：居場所がない、一人で問題を抱えているなど、置かれている状況や環境などをいう。

自分が孤独<sup>※</sup>であると感じることは、「まったく（ほとんど）ない」（70.8%）が最も多くなっている一方、“ある”（「たまにある」（16.6%）、「時々ある」（6.4%）、「よくある」（2.7%）の合計）は、25.7%と2割台半ばを占めています。

属性別にみると、“ある”の割合は、世帯構成別の一人暮らしで高くなっています。

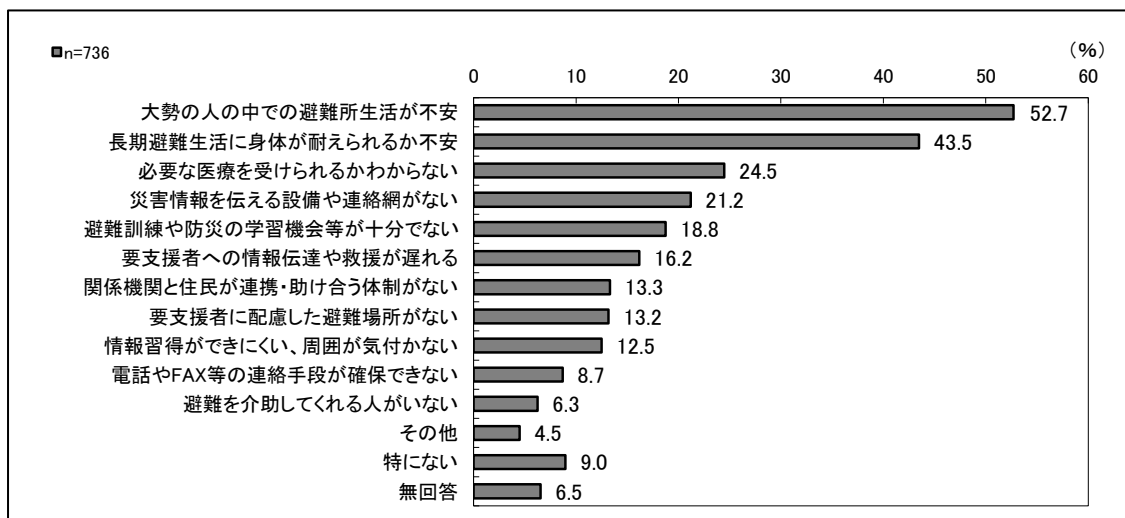
◇自分が孤独であると感じること◇



※ 孤独：話を聞いてくれる人がいない、寂しいなど本人が感じている気持ちのこと。

地震や台風等の災害発生時に不安に思うことについては、「大勢の人の中での避難所生活が不安」が第1位となっており、次いで「長期避難生活に身体が耐えられるか不安」、「必要な医療を受けられるかわからない」などとなっており、避難生活への不安が大きいことがうかがえます。

◇地震や台風等の災害発生時に不安に思うこと◇



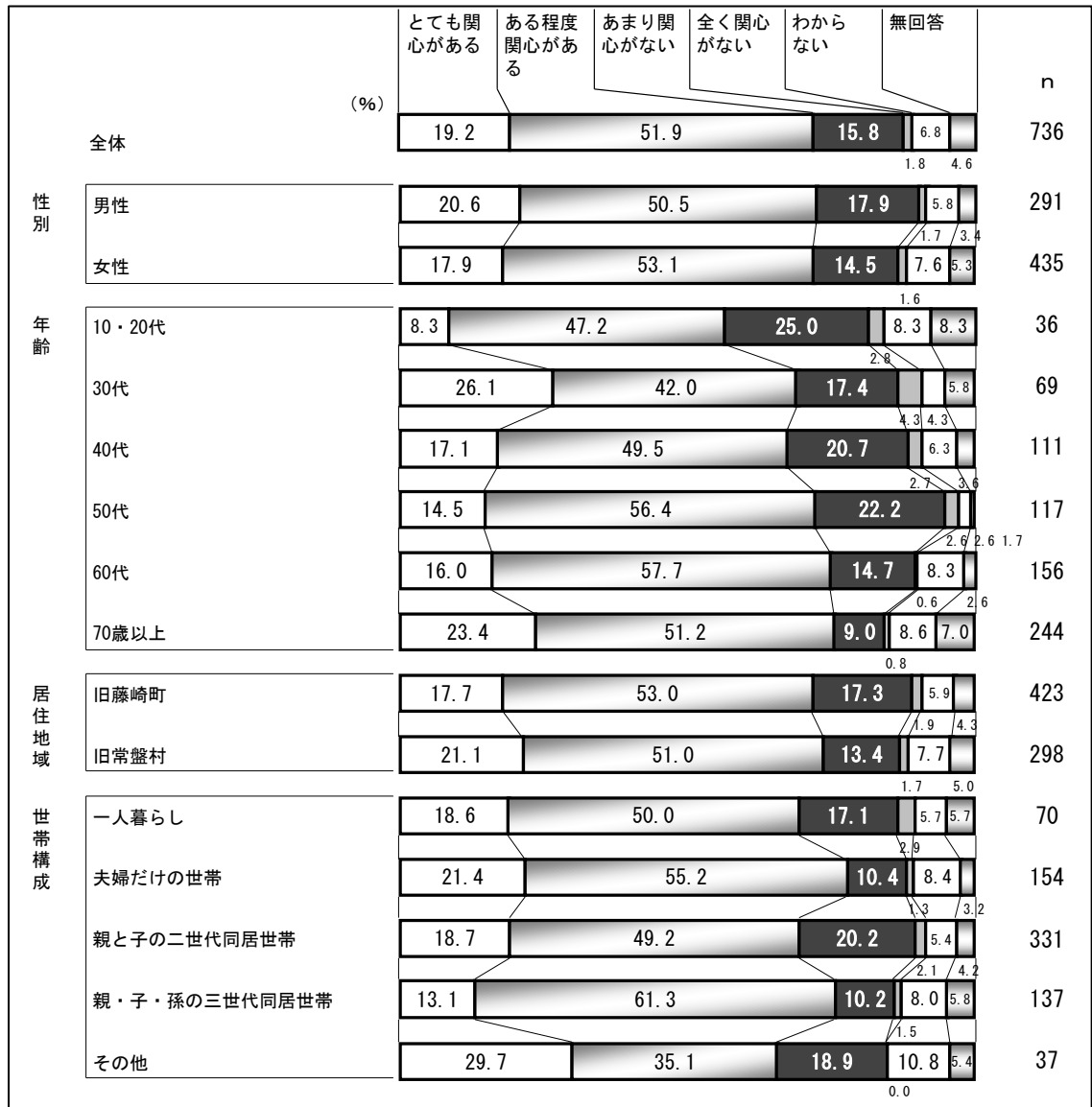
※複数回答

【福祉に関する考え等について】

福祉について関心があるかどうか尋ねたところ、「ある程度関心がある」(51.9%)が最も多く、これに「とても関心がある」(11.5%)を合わせた“関心がある”は7割強を占めています。

年齢別にみると、概ね年齢層が高いほど、“関心がある”の割合が高くなる傾向がみられます。

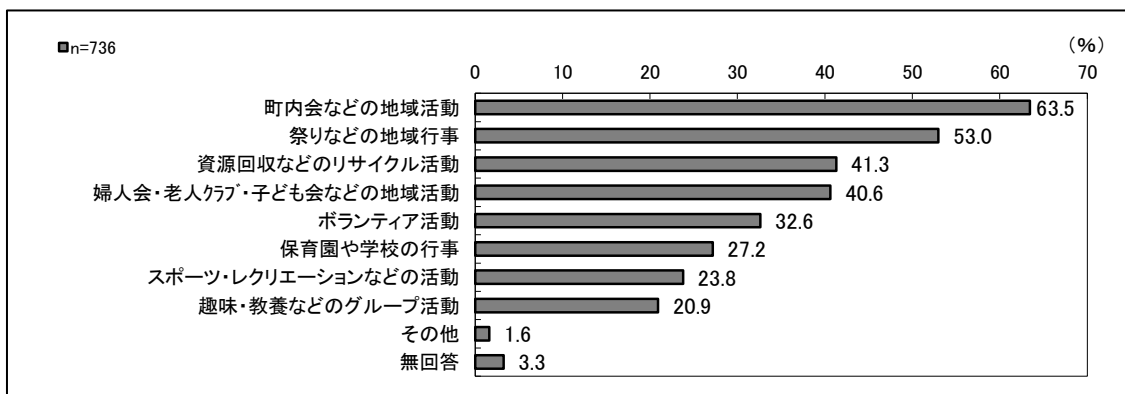
◇福祉について関心があるか◇



地域づくりに役立っている行事や活動については、「町内会などの地域活動」が第1位、次いで「祭りなどの地域行事」、「資源回収などのリサイクル活動」、「婦人会・老人クラブ・子ども会などの地域活動」などの順となっています。

属性別にみると、ほとんどの層で「町内会などの地域活動」が第1位となっていますが、年齢別の40代以下では「祭りなどの地域行事」が第1位となっています。

◇地域づくりに役立っている行事や活動◇



※複数回答

◇地域づくりに役立っている行事や活動（全体、属性別／複数回答）◇

（上位3位、単位：％）

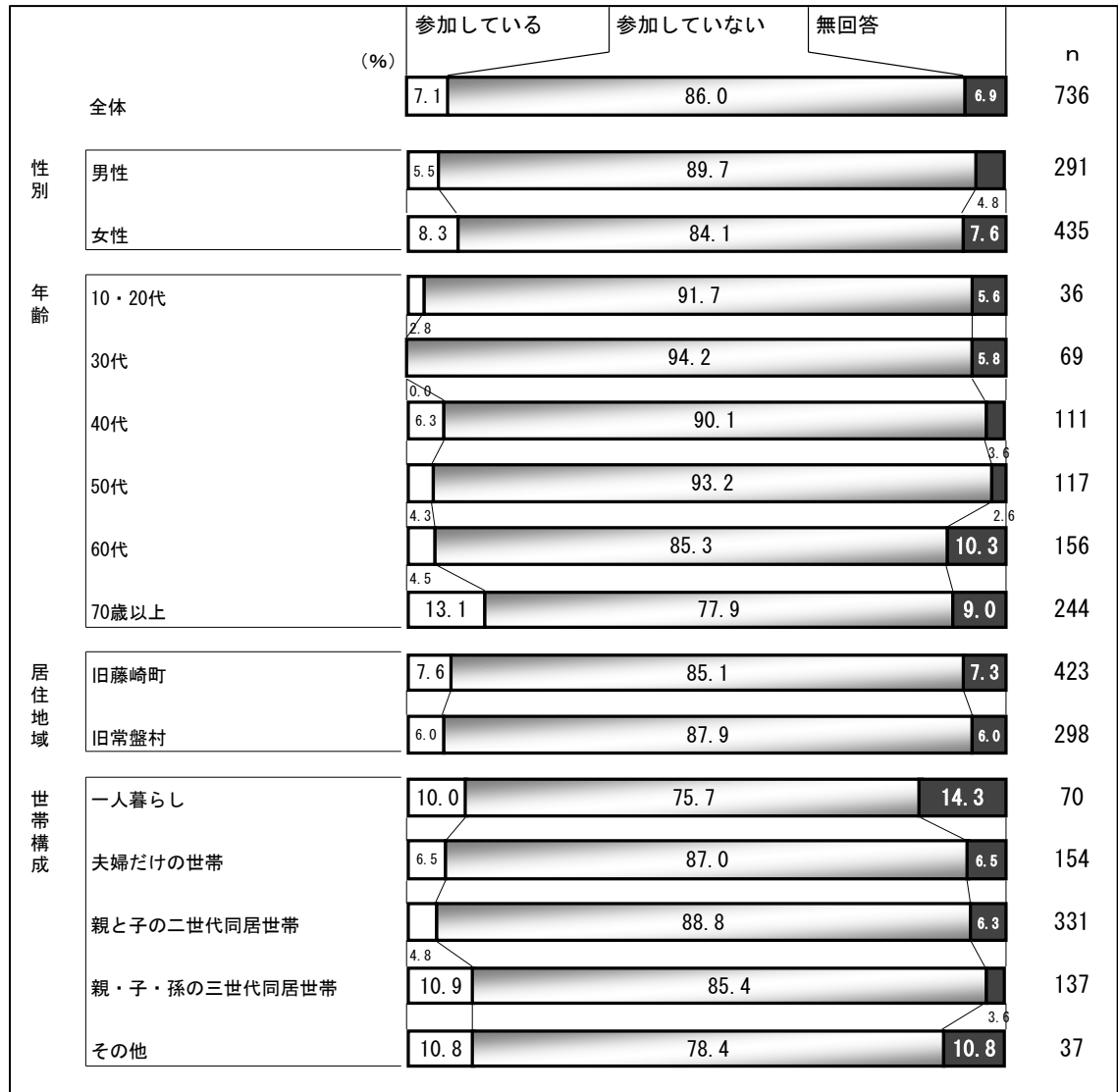
		第1位	第2位	第3位
全体		町内会などの地域活動 63.5	祭りなどの地域行事 53.0	資源回収などのリサイクル活動 41.3
性別	男性	町内会などの地域活動 65.6	祭りなどの地域行事 55.0	資源回収などのリサイクル活動 36.1
	女性	町内会などの地域活動 62.3	祭りなどの地域行事 51.7	婦人会・老人クラブ・子ども会などの地域活動／資源回収などのリサイクル活動 44.8
年齢	20代	祭りなどの地域行事 66.7	保育園や学校の行事 55.6	資源回収などのリサイクル活動 50.0
	30代	祭りなどの地域行事 60.9	町内会などの地域活動／保育園や学校の行事 42.0	
	40代	祭りなどの地域行事 63.1	町内会などの地域活動 52.3	保育園や学校の行事 39.6
	50代	町内会などの地域活動 56.4	祭りなどの地域行事 52.1	婦人会・老人クラブ・子ども会などの地域活動 43.6
	60代	町内会などの地域活動 71.8	祭りなどの地域行事 48.1	婦人会・老人クラブ・子ども会などの地域活動 41.0
	70歳以上	町内会などの地域活動 75.4	祭りなどの地域行事 48.0	資源回収などのリサイクル活動 47.5
居住地域	旧藤崎町	町内会などの地域活動 64.1	祭りなどの地域行事 57.9	婦人会・老人クラブ・子ども会などの地域活動 40.4
	旧常盤村	町内会などの地域活動 62.8	資源回収などのリサイクル活動 48.3	祭りなどの地域行事 46.3
世帯構成	一人暮らし	町内会などの地域活動 71.4	祭りなどの地域行事 50.0	資源回収などのリサイクル活動 40.0
	夫婦だけの世帯	町内会などの地域活動 65.6	祭りなどの地域行事 42.2	資源回収などのリサイクル活動 39.0
	親と子の二世帯同居世帯	町内会などの地域活動 61.0	祭りなどの地域行事 55.6	資源回収などのリサイクル活動 43.5
	親・子・孫の三世帯同居世帯	町内会などの地域活動 64.2	祭りなどの地域行事 63.5	婦人会・老人クラブ・子ども会などの地域活動 47.4
	その他	町内会などの地域活動 62.2	祭りなどの地域行事 45.9	婦人会・老人クラブ・子ども会などの地域活動 32.4



【ボランティア活動等について】

福祉に関わるボランティア活動などへの参加状況について尋ねたところ、「参加していない」が9割弱を占めている一方、「参加している」は1割未満となっています。年齢別にみると、70歳以上の参加が多くなっていることがうかがえます。

◇福祉に関わる地域活動などに参加しているか◇



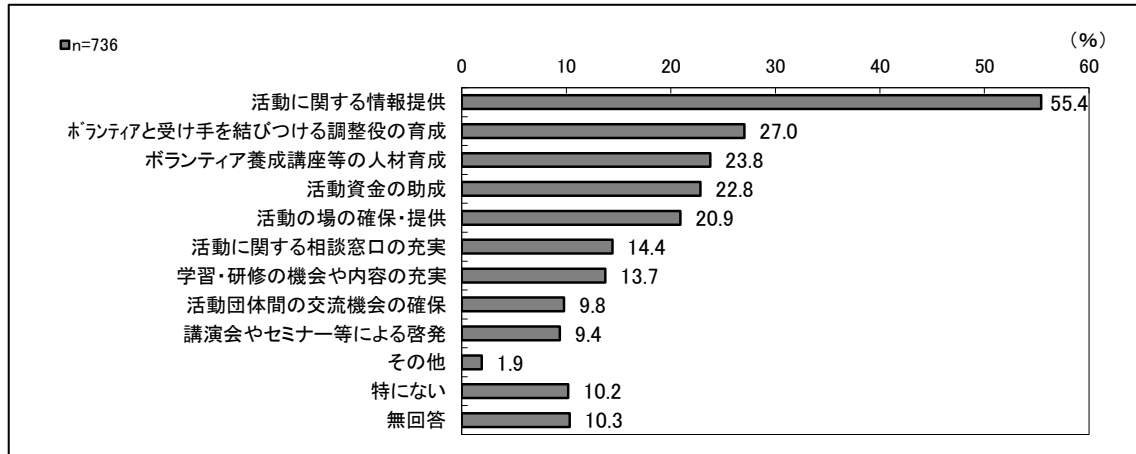
今後福祉ボランティア活動等に参加したいかについて尋ねたところ、「参加したくない」が約6割を占める一方、「参加したい」が約3割を占めています。

◇今後福祉ボランティア活動等に参加したいか◇

		参加したい	参加したくない	無回答	n
		(%)			
全体		30.7	60.2	9.1	736
性別	男性	28.5	64.3	7.2	291
	女性	32.4	57.9	9.7	435
年齢	10・20代	41.7	52.8	5.6	36
	30代	27.5	66.7	5.8	69
	40代	34.2	62.2	3.6	111
	50代	38.5	57.3	4.3	117
	60代	30.1	57.7	12.2	156
	70歳以上	24.6	61.9	13.5	244
	居住地	旧藤崎町	29.3	61.0	9.7
旧常盤村		31.9	59.7	8.4	298
世帯構成	一人暮らし	20.0	60.0	20.0	70
	夫婦だけの世帯	29.9	56.5	13.6	154
	親と子の二世帯同居世帯	33.5	60.4	6.0	331
	親・子・孫の三世帯同居世帯	35.0	60.6	4.4	137
	その他	16.2	67.6	16.2	37

福祉ボランティア活動等をもっと盛んにするために町が取り組むべきことについては、「活動に関する情報提供」が第1位となっており、次いで「ボランティアと受け手を結びつける調整役の育成」、「ボランティア養成講座等の人材育成」などの順となっています。

◇町が取り組む必要のあること◇

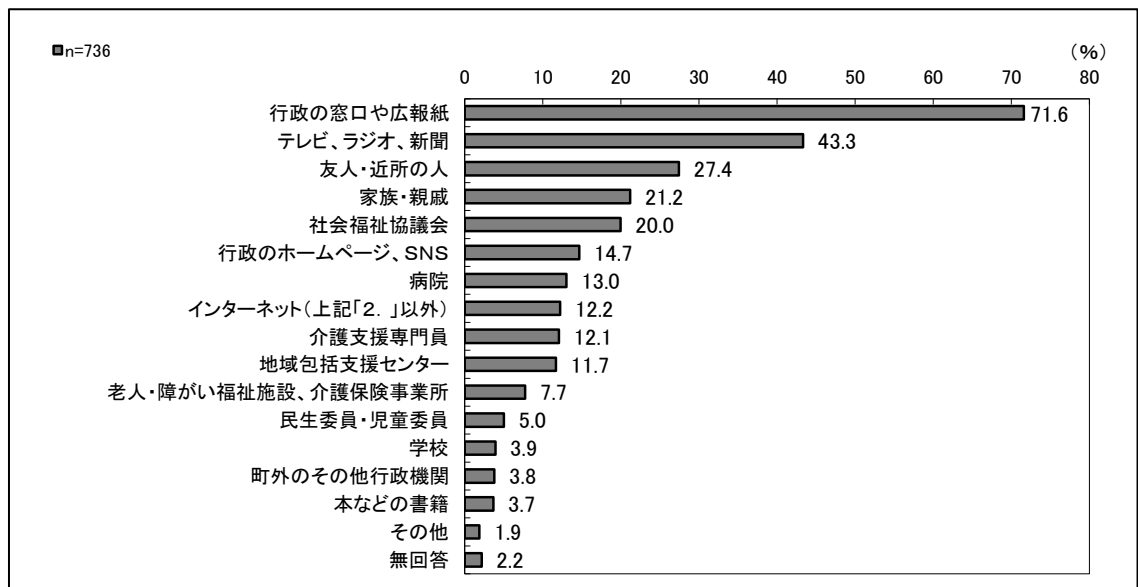


※複数回答

【福祉サービスについて】

福祉に関する情報の入手先については、「行政の窓口や広報紙」が第1位となっており、何よりも身近な行政窓口や町発行の広報紙は町民にとって福祉に関する情報元であることがうかがえます。

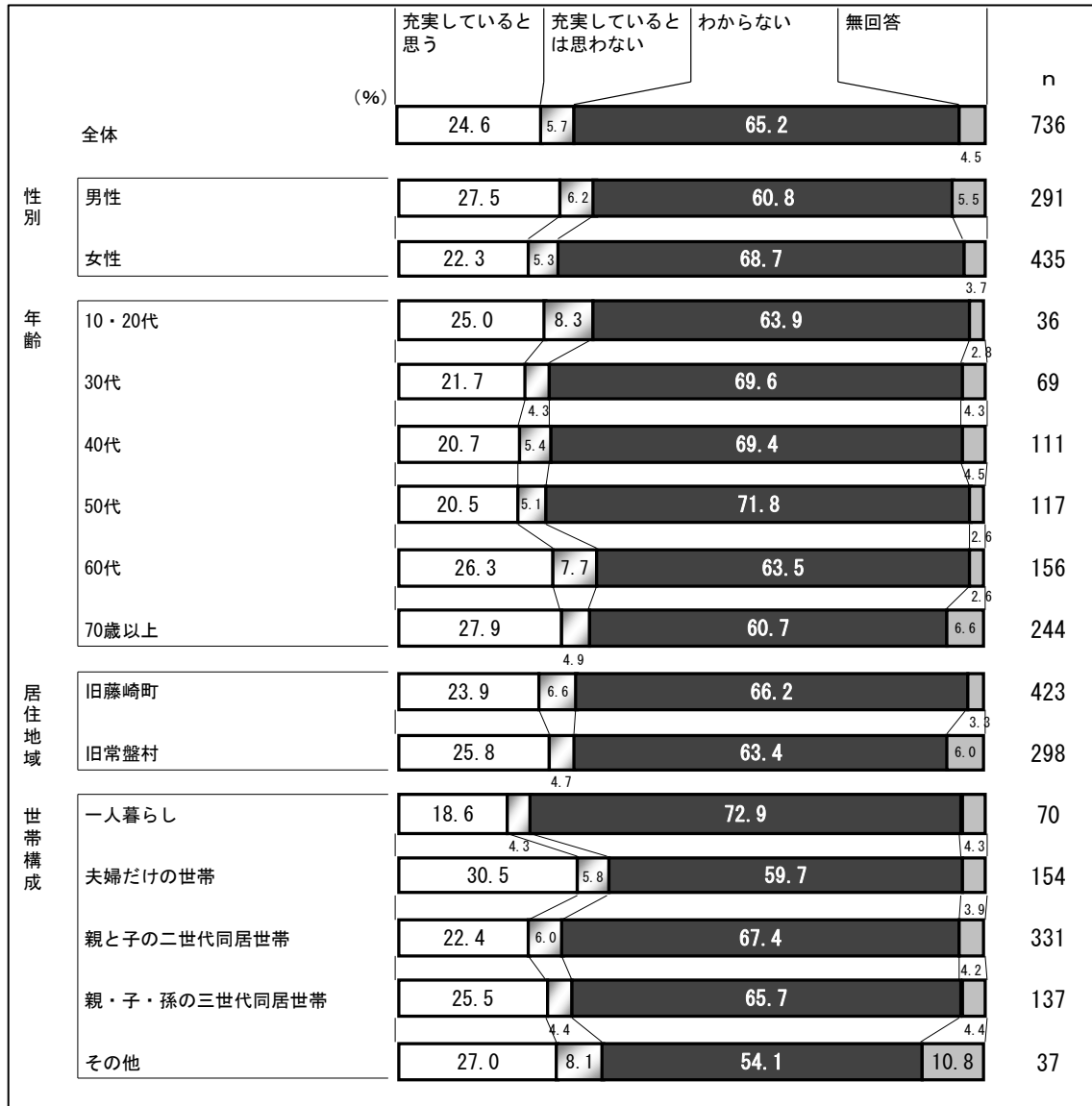
◇福祉に関する情報の入手先◇



※複数回答

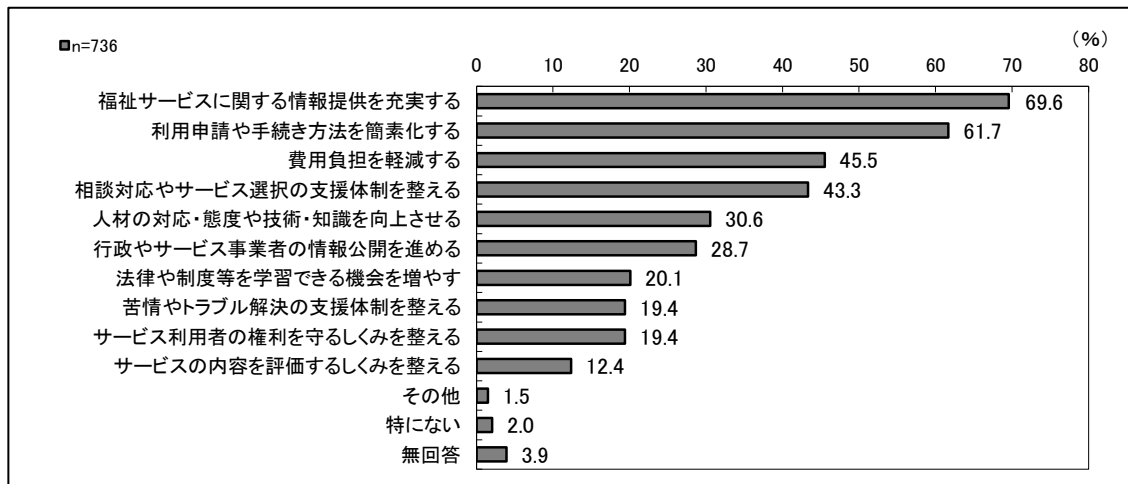
町の福祉サービスは充実していると思うかどうか尋ねたところ、「わからない」が65.2%と最も多く、「充実していると思う」(24.6%)、「充実しているとは思わない」(5.7%)となっています。

◇町の福祉サービスは充実していると思うか◇



安心してサービスを利用するために、町が取り組むべきことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が第1位、次いで「利用申請や手続き方法を簡素化する」、「費用負担を軽減する」などの順となっています。

◇サービス利用者のために町が取り組むべきこと◇



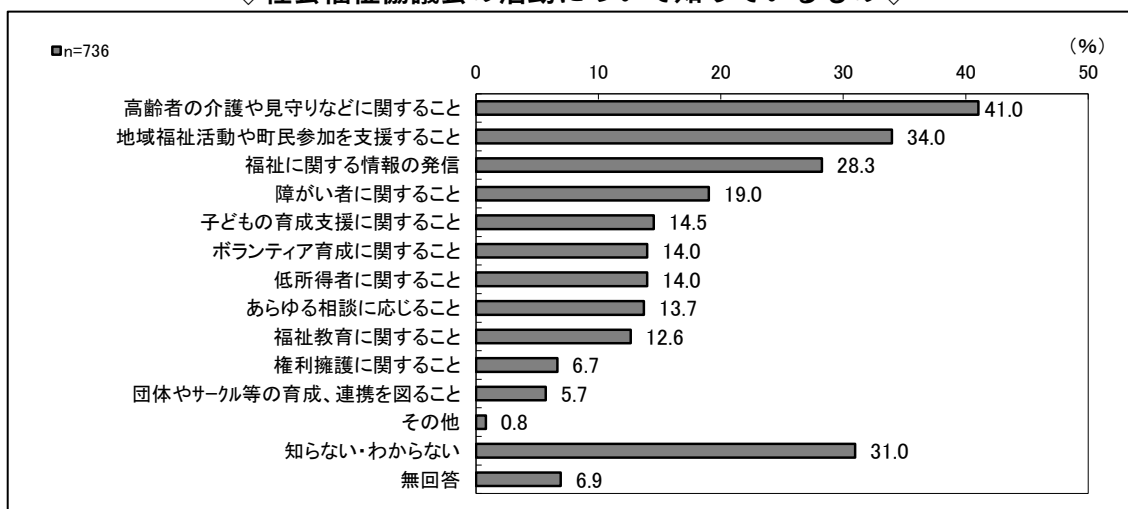
※複数回答

【福祉全般について】

社会福祉協議会の活動について知っていることについては、「高齢者の介護や見守りなどに関すること」が第1位となっているほか、「地域福祉活動や町民参加を支援すること」、「福祉に関する情報の発信」が上位となっています。

一方で、「知らない・わからない」が31.0%となっており、前回調査の36.0%より改善しています。

◇社会福祉協議会の活動について知っているもの◇



※複数回答

民生委員・児童委員の活動内容については、「担当と役割・活動内容のどちらも知らない」が4割台半ばを占めています。また、「担当は知らないが役割活動内容は知っている」は約2割、「担当は知っているが役割活動内容は知らない」は2割弱となっています。

年齢別にみると、高齢になるほど「担当・活動内容とも知っている」の割合が高くなる傾向にあります。

◇民生委員・児童委員の活動内容について◇

		担当と役割・活動内容のどちらか知っている					担当と役割・活動内容のどちらも知らない		無回答		n
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)		
全体		12.4	17.8	19.7	44.7	5.4				736	
性別	男性	13.1	16.8	20.3	43.6	6.2				291	
	女性	12.2	18.4	19.5	45.7					435	
年齢	10・20代	2.8	13.9	16.7	63.9	2.8				36	
	30代	1.4	10.1	13.0	72.5	2.9				69	
	40代	5.4	8.1	18.0	65.8	2.7				111	
	50代		7.7	10.3	29.1	47.9	5.1			117	
	60代		13.5	29.5	17.3	37.2				156	
	70歳以上		20.5	22.1	20.1	27.9	9.4			244	
居住地域	旧藤崎町		12.5	18.4	17.7	45.4	5.9			423	
	旧常盤村		12.4	16.4	22.8	43.6				298	
世帯構成	一人暮らし		17.1	20.0	17.1	41.4				70	
	夫婦だけの世帯		13.0	18.2	16.9	48.1				154	
	親と子の二世帯同居世帯		9.7	16.0	21.1	48.3				331	
	親・子・孫の三世帯同居世帯		15.3	19.7	21.2	35.0	8.8			137	
	その他		13.5	18.9	18.9	40.5	8.1			37	

成年後見制度<sup>\*</sup>について尋ねたところ、「名称は知っているが、内容は知らない」が約4割、「名称と内容について知っている」が約3割を占める一方、「初めて知った」が2割強を占めています。

◇成年後見制度について◇

		名称と内容について知っている	名称は知っているが、内容は知らない	初めて知った	無回答	n
		(%)				
全体		29.3	40.5	22.7	7.5	736
性別	男性	32.0	40.5	21.6	5.8	291
	女性	27.8	40.9	23.4	7.8	435
年齢	10・20代	22.2	27.8	44.4	5.6	36
	30代	31.9	31.9	29.0	7.2	69
	40代	35.1	38.7	23.4	2.7	111
	50代	35.9	41.9	17.9	4.3	117
	60代	33.3	39.7	19.2	7.7	156
	70歳以上	21.7	44.7	22.1	11.5	244
居住地	旧藤崎町	29.3	42.6	21.0	7.1	423
	旧常盤村	30.2	37.2	24.8	7.7	298
世帯構成	一人暮らし	28.6	35.7	22.9	12.9	70
	夫婦だけの世帯	30.5	37.7	22.7	9.1	154
	親と子の二世帯同居世帯	30.5	43.5	19.3	6.6	331
	親・子・孫の三世帯同居世帯	28.5	43.8	22.6	5.1	137
	その他	18.9	27.0	45.9	8.1	37

<sup>\*</sup> 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護、支援するため、不動産や預貯金などの財産を管理したり、生活を送るために必要な契約を結んだりする制度。認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用援助を行う制度。

日常生活自立支援事業※について尋ねたところ、「初めて知った」が4割台半ばを占め、前回の調査（52.8%）より改善しています。

◇日常生活自立支援事業について◇

		名称と内容について知っている				初めて知った	無回答	n
		(%)						
全体		16.2	31.7	45.5	6.7	736		
性別	男性	13.1	32.6	49.1	5.2	291		
	女性	18.4	31.7	43.0	6.9	435		
年齢	10・20代	19.4	25.0	50.0	5.6	36		
	30代	18.8	17.4	56.5	7.2	69		
	40代	16.2	22.5	58.6	2.7	111		
	50代	14.5	25.6	56.4	3.4	117		
	60代	14.1	35.9	41.7	8.3	156		
	70歳以上	17.2	41.4	32.4	9.0	244		
居住地域	旧藤崎町	15.1	28.8	49.9	6.1	423		
	旧常盤村	17.8	36.9	38.3	7.0	298		
世帯構成	一人暮らし	17.1	31.4	40.0	11.4	70		
	夫婦だけの世帯	14.9	34.4	42.9	7.8	154		
	親と子の二世帯同居世帯	17.2	29.3	48.0	5.4	331		
	親・子・孫の三世帯同居世帯	15.3	35.8	43.8	5.1	137		
	その他	10.8	32.4	45.9	10.8	37		

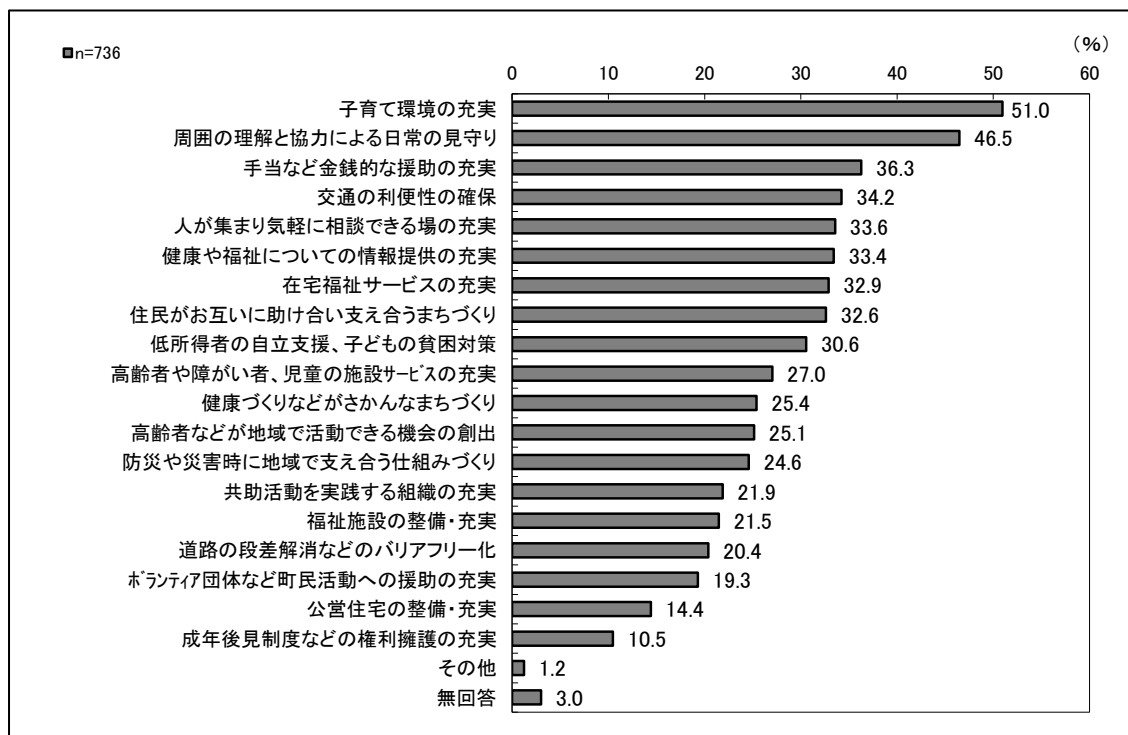
※ 日常生活自立支援事業：認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用援助を行う制度。



誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組について尋ねたところ、「子育て環境の充実」が第1位、次いで「周囲の理解と協力による日常の見守り」、「手当など金銭的な援助の充実」などの順となっています。

年齢別にみると、50代以下では「子育て環境の充実」が第1位となっていますが、60代以上では「周囲の理解と協力による日常の見守り」が第1位となっており、年齢層によって安心な地域に求める内容に違いがみられます。

◇誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組◇



※複数回答

◇誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組（全体、属性別／複数回答）◇

（上位3位、単位：％）

		第1位	第2位	第3位
全体		子育て環境の充実 51.0	周囲の理解と協力による日常の見守り 46.5	手当など金銭的な援助の充実 36.3
性別	男性	子育て環境の充実 51.5	周囲の理解と協力による日常の見守り 47.8	低所得者の自立支援、子どもの貧困対策 34.4
	女性	子育て環境の充実 50.6	周囲の理解と協力による日常の見守り 46.2	手当など金銭的な援助の充実 38.4
年齢	20代	子育て環境の充実 75.0	手当など金銭的な援助の充実 55.6	人が集まり気軽に相談できる場の充実／交通の利便性の確保 38.9
	30代	子育て環境の充実 79.7	手当など金銭的な援助の充実 62.3	高齢者や障がい者、児童の施設サービスの充実 43.5
	40代	子育て環境の充実 60.4	手当など金銭的な援助の充実 52.3	周囲の理解と協力による日常の見守り／健康や福祉についての情報提供の充実 34.2
	50代	子育て環境の充実 45.3	手当など金銭的な援助の充実 40.2	低所得者の自立支援、子どもの貧困対策 37.6
	60代	周囲の理解と協力による日常の見守り 46.8	子育て環境の充実 43.6	人が集まり気軽に相談できる場の充実 36.5
	70歳以上	周囲の理解と協力による日常の見守り 61.9	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくり 43.4	子育て環境の充実 42.6
居住地域	旧藤崎町	子育て環境の充実 48.7	周囲の理解と協力による日常の見守り 47.3	手当など金銭的な援助の充実／交通の利便性の確保 36.4
	旧常盤村	子育て環境の充実 54.0	周囲の理解と協力による日常の見守り 46.6	手当など金銭的な援助の充実 36.2
世帯構成	一人暮らし	周囲の理解と協力による日常の見守り 52.9	住民がお互いに助け合い支え合うまちづくり 42.9	在宅福祉サービスの充実 38.6
	夫婦だけの世帯	周囲の理解と協力による日常の見守り 50.0	子育て環境の充実 45.5	健康や福祉についての情報提供の充実 40.3
	親と子の二世帯同居世帯	子育て環境の充実 53.5	周囲の理解と協力による日常の見守り 42.6	手当など金銭的な援助の充実 38.7
	親・子・孫の三世帯同居世帯	子育て環境の充実 62.0	周囲の理解と協力による日常の見守り 51.1	手当など金銭的な援助の充実 38.7
	その他	周囲の理解と協力による日常の見守り／在宅福祉サービスの充実／子育て環境の充実 40.5		

## 第4節 本町における地域福祉に関する主要課題

統計データや第3次藤崎町地域福祉計画の振り返り（以下「第3次計画検証」という。）、アンケート調査の結果から把握される、本町における地域福祉に関する主要課題は以下のとおりです。

### 1. 住民が地域において活躍できる環境づくり

人生100年時代の到来が見込まれる中で、元気高齢者をはじめ、地域住民が身近な地域活動に参加することによって、地域力の向上が期待できます。地域コミュニティの希薄化については近年、特に懸念されているところですが、本町では町外から転入してきた新住民も多く、比較的古くから住んでいる旧住民との交流も含め、地域づくりの強化は喫緊の課題といえます。

第3次計画検証では、コロナ禍により、中止となる講座及び参加者の減少が続き、地域福祉の根幹となる活動に影響がでていることがうかがえます。

また、アンケート調査をみると、福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等への参加状況については、「参加していない」が約9割を占めており、「参加している」は1割に達していません。今後福祉ボランティア活動等に参加したいか尋ねたところ、「参加したい」は約3割となっており、ボランティア活動等への参加意向がある方が、参加しやすい環境づくりが必要となっています。

社会福祉協議会の活動については、「知らない・わからない」と回答した人が4割弱となっており、民生委員・児童委員については、「担当・活動内容とも知らない」という人が回答者の約5割強を占めており、地域福祉活動を担う主体である機関や団体等の周知も進めていく必要があります。

### 2. 安全・安心を確保した環境づくり

近年、全国的に大規模な自然災害が頻発しているほか、高齢者が被害者等になる事件や事故が多発しており、安全・安心に対する住民の意識はこれまで以上に高まってきています。

防災や防犯は日常的な取組が重要であることから、防災訓練や青色防犯パトロールなどの地域活動を通じ、被災時の備えや犯罪の未然防止に努めることが必要です。

また、本町では各種の福祉サービスを提供していますが、住民が抱える抱える課題は、高齢者福祉制度、障害者福祉制度などの制度だけで支援することが困難になってきています。

第3次計画検証では、先述のとおり、制度の狭間への対応が未達であることから、引き続き、民生委員やほのぼの協力員と連携し安否確認や状況把握を強化する必要があります。

アンケート調査では、安心してサービスを利用するために、町が取り組むべきことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が第1位となっていることから、一層の情報提供の充実が必要です。

さらに、誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組として、「子育て環境の充実」、「周囲の理解と協力による日常の見守り」が上位にあげられていることから、子育て家庭への支援を中心に、高齢者や障がいのある人など、誰もが、安全・安心に暮らせるよう、地域で見守る体制づくりが必要です。

### 3. 安定した生活を支える環境づくり

就労は、生活基盤を支える「生計の維持」のみならず、社会的役割の実現等、様々な意義を持つことから、若者、女性、高齢者、障がい者など働く意欲のあるすべての人々が、能力を発揮し、安心して働き、安定した生活を送ることができる社会の実現をめざす必要があります。しかしながら、社会情勢や本人が抱える事情などにより、働きたくても働けない、住む所がないといった方も一定数、存在していることから、一人ひとりの状況に合わせ、相談者に寄り添いながら、関係機関と連携して、解決に向けた支援が必要です。第3次計画検証では、先述のとおり、就労支援・生活困窮者対策の充実に向けた取組の進捗が大きく遅れていることから、引き続き、情報提供はもとより、公共職業安定所や関係機関と連携し、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する必要があります。

また、権利擁護に目を向けると、虐待や認知症高齢者に関する報道を頻繁に見聞きする昨今において、高齢者や障がい者などの権利擁護は、一層重要性を増してきています。統計的にみても、人口減少と少子高齢化が本町でも着実に進行しており、2025年には団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となることが見込まれていることから、高齢者や障がい者に対する権利擁護の重要性は高まっています。

高齢者等に対する権利擁護に関しては、アンケート調査において成年後見制度を約4割が「名称は知っているが、内容は知らない」と回答しているほか、市町村においても、国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案して市町村利用促進計画を策定する必要が生じていることから、各種制度の周知や人権についての啓発を図るなど、高齢者等の尊厳が守られ、誰もが安全・安心に暮らせる環境づくりが必要です。

さらに、アンケート調査では、誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組として、「交通の利便性の確保」が第4位にあげられていることから、高齢化が進行する本町において、高齢者だけでなく、障がいのある人なども対象に含めた交通手段の確保が、本町が解決すべき課題の1つとなっています。

## 第3章 計画の推進

### 第1節 計画の基本理念・基本目標

#### 1. 基本理念

この計画は、藤崎町総合計画の健康・福祉分野でめざす「しあわせあふれる健康・福祉の環境づくり」を踏まえつつ、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・資源が分け隔てなく「丸ごと」つながることで、その人らしい暮らしができ、生きがいを持って暮らせる藤崎を住民、団体・事業者、行政が一体となってめざすものです。

また、コロナ禍という前例のない状況を経験し、人と人のつながりの重要性が再認識されたことから、今までにとらわれない新たなつながり方を模索しながら、地域福祉の充実を図らねばなりません。

本計画では、住民一人ひとりが地域の中でのつながりや支え合いを実感し、住み慣れた地域で心身ともに健康な生活を続けていけるように、計画の基本理念を次のとおりとします。

#### ◇計画の基本理念◇

	みんながつながる 福祉充実のまち ふじさき
--	-----------------------

## 2. 計画の基本目標

本計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本目標を定めます。

### (1) 住民一人ひとりの福祉意識の向上

福祉への関心の高さは、地域福祉向上の根幹であるため、「誰かのため」「地域のため」といった普段から意識できるような機運の醸成に取り組みながら、福祉に対して関心がある一定層に向けて、行動に移すきっかけとなる取組を強化する必要があります。

また、「自分の健康のこと」や「介護に関すること」など暮らしの中の主な不安解消のため、自分や家族の健康維持・増進を図る意識の醸成に取り組み、地域の“活力”となる住民の意識の活性に努めます。

### (2) つながりを深める地域での支え合い

まわりの人を気に掛け、配慮する気持ちが、自分の住む地域の理解へとつながり、地域住民との積極的な交流へと発展していくと考えられることから、他者への思いやりと地域の一員であるという意識づくりの充実に取り組みます。また、災害など非常時に支援を必要とする人へスムーズに手助けができるよう、担い手育成や体制整備の強化を図り、住民“協働”の環境づくりを進めます。

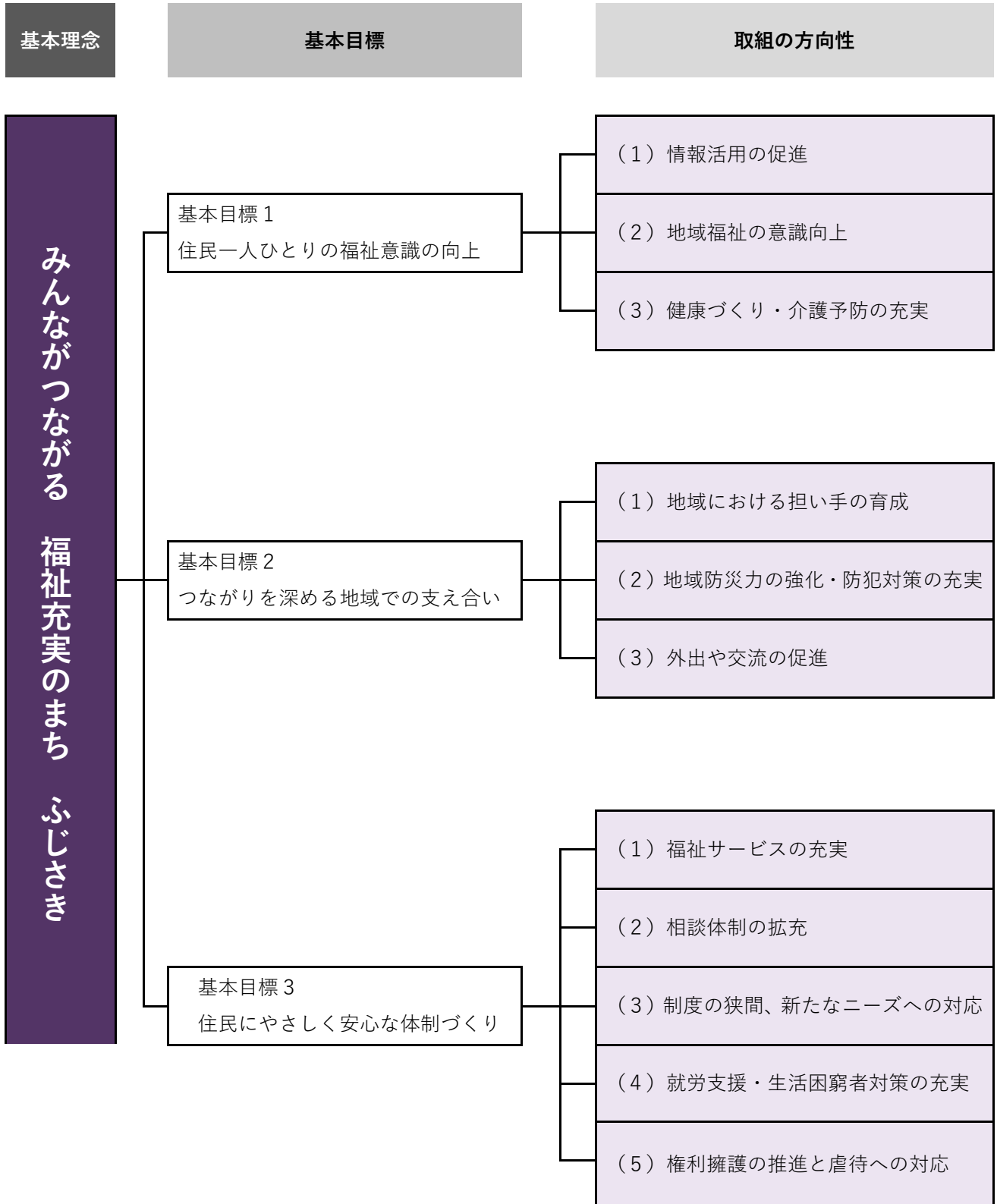
### (3) 住民にやさしく安心な体制づくり

町の人口減少や少子高齢化、核家族化が今後も進行していく中、高齢夫婦世帯や一人暮らし高齢者の増加が見込まれることから、高齢になっても“希望”を持ち、できるだけ自立した生活が送れるよう、本人の権利擁護活動を推進し、行政サービスの充実と行政・住民・関係機関等が“協働”した支援体制の整備を推進するなど、住民目線のやさしく安心できる地域づくりを進めます。

### 3. 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策を定めます。

#### ◇施策体系◇



## 第4章 施策の推進

### 基本目標1 住民一人ひとりの福祉意識の向上

#### 1. 情報活用の促進

本町では、町や社会福祉協議会のホームページ及び広報紙などにより、町の福祉に係る制度やサービス等について情報提供を行っています。

担当部署と連携し、町公式ホームページを公開してきましたが、スマートフォン対応に向けた改善やよりみやすいレイアウトにするなど、機能面の改善が課題となっています。

アンケート調査では、サービス利用者のために町が取り組むべきことについては、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が第1位となっており、また、福祉に関する情報の入手先については、「行政（広報紙・ホームページなど）」が他を引き離して第1位となっています。

住民が興味を持つような広報紙やホームページの充実はもとより、制度や福祉サービス等の情報が、必要とする人に行き渡るよう、引き続き、媒体や周知の方法を工夫した情報提供に努めるとともに、情報の活用を促進します。

#### ◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

##### 主な取組

- 広報紙やホームページなどをみる習慣や知りたいことを聞く習慣を身につけ、福祉に関する情報を得るようにしましょう。
- 町内会、民生委員児童委員などの関係機関が連携し、各地域内で福祉に関する情報を共有しましょう。

#### ◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 社会福祉協議会広報紙の発行	社会福祉協議会活動情報紙「ふじさき社協だより」を毎月発行し、福祉情報の提供や福祉活動の周知と各種事業への参加啓発及びボランティア関連のPRを行います。	社会福祉協議会
2 ホームページ公開	担当部署と連携し、町公式ホームページを公開します。	経営戦略課
3 社会福祉協議会ホームページの運用・更新	社会福祉協議会ホームページに、福祉情報の提供や福祉活動の周知と各種事業への参加啓発及びボランティア関連のPRを行います。また、E-mailによる意見や要望など、住民の声を聞くことに努めます。	社会福祉協議会



主な取組	概要	実施主体
4 子育て支援情報発信事業	子育て支援WEBサイトの迅速な更新と、保健事業や多方面の情報をリンクさせ、包括的子育て支援情報を発信します。	住民課
5 各種団体等へのPR活動	町内会や各種福祉団体の会合に職員が出向き、社会福祉協議会事業のPRや福祉情報の提供を行うとともに、ニーズの掘り起こしを行います。	社会福祉協議会
6 広報紙発行	担当部署からの掲載依頼に基づき、月2回（1日号、15日お知らせ号）発行します。	経営戦略課
7 ふじさき子育て応援団事業	子育て家庭にやさしい設備・うれしいサービスの提供など、子育て家庭を応援する取組を行っている町内の事業所・団体等を町広報及びホームページで紹介するなど、みんなで子育て応援の輪を広げます。	住民課
8 町公式 Twitter の活用 【新規】	担当部署と連携し、町公式 Twitter を活用し情報提供をします。	経営戦略課

## 2. 地域福祉の意識向上

生徒を対象とした福祉施設での実習やボランティア活動、中学生を対象とした乳幼児とふれあう機会を設けるなど、地域福祉の根幹となる人を思いやる心を養う場の充実に取り組んでいます。

しかしながら、新型コロナウイルス流行の影響により、各種イベントが開催できず、地域活動の縮小が懸念されています。

アンケート調査では、福祉について関心があるかどうか尋ねたところ、“関心がある”は7割強を占める一方、“関心がない”は2割弱を占めています。

若い世代を中心に、引き続き、地域福祉の重要性について啓発していくとともに、イベント内容の再検討やボランティア活動など福祉活動に参加する機会の充実に取り組めます。

◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

主な取組
<p>○身の回りで活動する様々なボランティア組織の活動内容について日頃から関心を持つとともに、活動への理解を深めましょう。</p> <p>○地域としてボランティアへの意識を高めたり、活動内容を広く周知する機会づくりに努めましょう。</p>

◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 社会福祉大会の開催	社会福祉関係者及び住民の社会福祉に対する相互の理解と連携を深めるとともに、社会福祉発展に功績のあった方々への表彰を行います。	社会福祉協議会
2 学校におけるボランティア活動の推進	町内の小・中学校全校において地域を巻き込んだ福祉活動に取り組みながら、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕と社会連帯の精神を養い、心豊かな人材の育成に努めます。	小学校 中学校
3 社会福祉体験学習	福祉施設で働く人の仕事を知ることで児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、ボランティアで仕事を体験することで「思いやりの心」を育むことを目的に、福祉意識を高揚するためのより充実した学習内容を実施します。	小学校 中学校
4 赤ちゃん・幼児ふれあい体験学習	将来、家庭を築き子どもを産み育てる中学生に対し、乳幼児とふれあう機会をつくり、生命の尊さや人を思いやる心を養います。	中学校
5 道徳の時間の充実	道徳の教科化により、教育活動全体を通じて道徳的価値及びそれに基づいた人間の生き方について自覚を深め、道徳的実践力を育成します。	小学校 中学校
6 町政に関する懇談会の開催	広聴事業として、町長と町内会長との懇談会を開催します。	総務課

### 3. 健康づくり・介護予防の充実

本町では、町スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブを通じて、各種スポーツ活動が活発に行われているほか、介護予防事業やスポーツイベントの開催など、生涯にわたって活躍できる基盤づくりに取り組んでいます。

しかしながら、町民運動会への参加に地域差がみられるほか、特定健診等の受診率向上、ライフステージに応じた運動習慣の普及などが課題となっています。

アンケートでは、暮らしの中で困ったり不安に思っていることとして、「自分の健康のこと」が他を引き離して第1位となっており、健康への関心は高いことがうかがえます。

今後も高齢化が加速し、寿命の延伸が見込まれる中、いつまでも健康で活躍できるよう、各種団体等との連携強化のもと、健康寿命の延伸につながる施策に地域と一体となって取り組みます。

#### ◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から自分の健康管理をしっかり行いましょう。</li> <li>○健康づくりに関する行事やイベントに仲間をさそって参加しましょう。</li> </ul>

#### ◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 介護予防・日常生活支援 総合事業／介護予防生活 支援サービス事業	・訪問型サービス (1) 第1号訪問事業 「従来の予防訪問介護担当」のサービスで、ホームヘルパーに居宅訪問してもらい、食事・入浴・排泄などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助が受けられるサービスを行います。	福祉課
	(2) 訪問型サービス B (担い手さん) 【住民主体による支援】 地域住民主体の団体や個人の有償・無償ボランティアによる生活機能低下がみられる高齢者に対して、ゴミ出し・掃除・洗濯・買い物など日常生活の支援や話し相手など、介護専門職以外の方も提供できる家事援助サービスを提供します。	福祉課

主な取組	概要	実施主体
	<p>・通所型サービス</p> <p>(1) 第1号通所事業</p> <p>「従来の予防通所介護相当」のサービスで、通所介護施設(デイサービスセンター)で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などの支援が日帰りで受けられるサービスを行います。</p>	福祉課
	<p>(2) 通所型サービス B (脳トレ教室) 【住民主体による支援】</p> <p>介護予防ボランティア団体「脳トレ咲楽」が主体となって教室を運営し、公文の教材を使った「読み書き」「計算」や介護予防の講話や歌の合唱、簡単な運動を実施します。</p>	福祉課
	<p>(3) 通所型サービス C (筋力アップ教室)</p> <p>ときわ会病院、町立藤崎診療所に通院・通所し、運動器の機能低下による介護状態となることを予防することを目的として、医師や専門職が個別に3ヶ月の短期集中プログラムを作成して、ストレッチ運動等の筋力トレーニングを実施します。</p>	福祉課
2 介護予防・日常生活支援 総合事業／一般介護予防 事業	<p>・介護予防把握事業</p> <p>(1) 閉じこもり予防事業(げんき教室)</p> <p>社会福祉法人千栄会さんふじが主催し、手工芸や書道、調理教室、遠足などを通じて閉じこもり防止や生きがいづくりを実施します。</p>	福祉課
	<p>(2) 閉じこもり予防事業(らく楽教室)</p> <p>NPO 法人文化協会が主催し、お茶やお花、絵画、歌体操等の趣味の教室を開催し、参加者に幅広く事業に触れてもらい、それによって閉じこもり防止や生きがいづくりを目的に実施します。</p>	福祉課

主な取組	概要	実施主体
	<p>・地域リハビリテーション活動支援事業  (1) 運動機能向上支援事業（にこにこわいわい健康教室）  NPO 法人体育協会が主催し、健康運動栄養士の指導のもと有酸素運動や筋力トレーニング、ふじさきいきいき健康体操を実施します。</p>	福祉課
	<p>・地域介護予防活動支援事業  (1) 地域サロン事業（通いの場づくり）  地域の町内会や老人クラブ等の地域団体の方が「地域サロン」を自主的に開催し、地域住民の交流や健康づくり、趣味やレクリエーションに関するメニューを行うことで閉じこもりの予防や参加者同士の心身の状態を見守ります。</p>	福祉課
	<p>(2) 認知症カフェ事業（交流の場づくり）  傾聴ボランティアの会「おしゃべり」が、平成 25 年度から自殺予防等を目的に開設運営している傾聴サロン（カフェスタイル）に併設する形で、認知症地域支援推進員や認知症対応型サービス事業所の専門職と共働で、認知症高齢者やその家族の交流の場として、オープン型認知症カフェ「オレンジカフェ」を開催します。</p>	福祉課
	<p>(3) 地域共生型コミュニティジョイ事業（認知症予防支援 H30 年度新規）  地域住民による介護予防ボランティア団体の「脳トレ咲(さく)楽(ら)ん坊」が主催し、通所型サービス B の卒業者や一般高齢者に対して、現役世代のボランティアが講師となり、認知症予防支援に資するプログラムを活用しながら、様々な世代が目的を持って集う地域共生型のコミュニティ活動を実施します。</p>	福祉課
3 チャレンジデー	年齢性別を問わず、日常的なスポーツの習慣化や住民の健康増進、地域活性化に向けた住民総参加型のスポーツイベントを行います。	教育委員会 生涯学習課

主な取組	概要	実施主体
4 町民運動会	町民の健康増進及び交流を目的とするスポーツ大会を行います。	教育委員会 生涯学習課
5 巡回スポーツ教室	軽スポーツを通じて、町民の健康増進及び交流を促進します。	教育委員会 生涯学習課
6 ふじさきいきいきスポーツクラブ	様々なスポーツを通して、地域のコミュニケーションを形成し、楽しく健康で明るい元気な地域づくりに取り組みます。	スポーツ協会
7 生活習慣病予防への取組	<p>(1)がん対策の推進 ワクチン接種や肝炎ウイルス検査等のがん発症予防への取組、がん検診受診勧奨等のがん検診受診率向上への取組、がん検診精密検査受診勧奨等のがん検診の質の確保に関する取組を進めます。</p> <p>(2)循環器疾患対策の推進 個別案内や広報等による啓発や医療機関との連携による特定健診等の受診率向上への取組、訪問指導や健康相談等の保健指導による循環器疾患発症・重症化予防への取組を進めます。</p> <p>(3)糖尿病対策の推進 循環器疾患同様に糖尿病の発症・重症化予防への取組を進めます。また、糖尿病は透析導入の最大原因疾患であることから、糖尿病専門医による健康教育等で糖尿病性腎症重症化予防への取組を進めます。</p> <p>(4)歯科保健対策の推進 妊婦窓口健康相談や乳児健康教育等により、ライフステージに応じた歯科保健対策への取組、幼児歯科検診や歯周疾患検診等による専門家による定期管理等の取組を進めます。</p>	福祉課
8 生活習慣・社会環境の改善	(1)栄養・食生活 妊娠期、乳幼児、青壮年期、高齢期のライフステージに対応した栄養指導や健康教育等による生活習慣病発症予防のための取組、糖尿病や慢性腎臓病等の重症化予防のための取組、小中学校養護教諭との連携による学齢期への保健指導の取組を進めます。	福祉課

主な取組	概要	実施主体
	<p>(2)身体活動・運動 健康教育や保健指導等による運動習慣の必要性について知識の普及啓発の取組、関係機関実施事業への勧奨等、運動習慣向上への取組を進めます。</p> <p>(3)飲酒 健康教育や保健指導等による飲酒のリスクに関する教育・啓発の取組、特定健診・保健指導による生活習慣病予防の取組を進めます。</p> <p>(4)たばこ対策 健康教育や保健指導、広報活動等によるたばこのリスクに関する教育・啓発の取組、禁煙支援・禁煙治療への個別指導等の取組を進めます。</p>	
9 こころの健康	「こころの健康相談」等専門家による相談事業の推進、自殺予防対策ネットワーク会議等による庁内の関係職員の連携づくりへの取組、ゲートキーパー養成講座や傾聴講座、傾聴サロン開催による傾聴ボランティアやゲートキーパー養成の取組を進めます。	福祉課

## 基本目標 2 つながりをもつ地域での支え合い

### 1. 地域における担い手の育成

社会福祉士養成実習の受け入れやボランティアセンターの充実、ゲートキーパー※養成のための研修会、地域づくり活動への助成金交付などにより、地域における次代の担い手の育成に取り組んでいます。

ボランティアセンターの充実及び人材育成に関しては、広報紙等を活用し、ボランティアグループや活動等の情報発信を行いました。受け皿となるボランティア活動の場の開発確保が必要となっています。

ボランティア団体への登録者が減る中、アンケート調査では、福祉ボランティア活動等をもっと盛んにするために町が取り組むべきこととして、2割強が「ボランティア養成講座等の人材育成」と回答しています。

子どもの頃からボランティア活動等を通じて地域への関心を高めてもらい、地域貢献に資する人材の育成に取り組むとともに、住民が地域活性化に向けた取組を自主的に行えるよう、まちづくりや地域づくり活動への財政的な支援を行います。

#### ◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

主な取組
○ボランティア活動や地域活動に参加するとともに、幅広い知識を積極的に身につけましょう。
○ボランティアグループや地域活動において地域の人々を牽引していくような人材の発掘や養成に取り組みましょう。
○公的支援を有効に活用し、地域活動を担う人材の育成を図りましょう。

#### ◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 社会福祉士養成実習の受け入れ	社会福祉士をめざしている福祉系大学生に対して、社会福祉士に必要な実習プログラムに基づき現場実習を行います。	社会福祉協議会
2 ボランティアセンターの充実及び人材育成	ボランティアに関する情報の提供や各種相談、人材育成を通じて、個別のボランティアや福祉団体への支援を図りながら、ボランティア活動の基盤整備を図ります。	社会福祉協議会、町ボランティア連絡協議会
3 ゲートキーパー養成研修会	ゲートキーパーとして必要な基本的知識を学び、自殺予防の啓蒙・啓発を図ります。	福祉課

※ゲートキーパー：自殺の危険を示す悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、「命の門番」とも言われています。



主な取組	概要	実施主体
4 ふじさき地域活性化助成金	地域活性化のための取組を支援するため、町内会等の団体が実施する新たなまちづくり・地域づくり活動に対して助成金を交付します。	経営戦略課

## 2. 地域防災力の強化・防犯対策の充実

比較的大きな災害の少ない地域ですが、大規模災害はどこでも発生しうるものであり、住民の防災への関心は高まっています。また、高齢者を標的とする犯罪並びに子どもや高齢者が巻き込まれる事故を未然に防止するためにも、地域一体となった防災・防犯対策に取り組むことの重要性は一層高まっています。

本町では、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者マニュアルの作成や認知症の高齢者等を介護する家族等にGPS機器を貸与するなど、誰にもやさしい環境づくりに取り組んでいます。

アンケート調査では、誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組について尋ねたところ、「周囲の理解と協力による日常の見守り」が第2位にあげられており、日常からの周囲とのつながりが重要と認識されていることがうかがえます。

障がい者や高齢者等に配慮した防災・防犯対策、子どもの安全確保のための防犯対策を充実し、安心・安全に暮らせる環境づくりに取り組みます。

### ◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○日頃から防災に関する情報に関心を持ち、活用し、また、学習機会へ参加するなど、防災意識を強く持ち、行動できるようにしましょう。</li> <li>○地域の実情に応じた防災マップの作成など、コミュニティを通じた自主活動に取り組みましょう。</li> </ul>

◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 災害ボランティアネットワークの構築	社会福祉協議会独自に作成した「災害時職員対応マニュアル」を参考に、緊急時に速やかに対応できる体制を強化します。	社会福祉協議会
2 避難行動要支援者対策	災害時に自力で避難することが困難で支援を希望する方を「避難行動要支援者」として名簿に登録し、その情報を町の関係部署、地域の民生委員・児童委員、自主防災組織などと共有し、いざというときの避難情報の伝達、安否確認、避難誘導などの支援や平常時の見守り活動など、地域ぐるみで支援します。	福祉課
3 認知高齢者 GPS 貸与事業	認知症等により徘徊症状のある高齢者が徘徊したときに早期発見できるように GPS 機器を貸与します。	福祉課
4 一礼の日協力事業	毎月 10 日を一礼の日として「あいさつ・交通安全運動」を実施します。	小学生 中学生

### 3. 外出や交流の促進

移動が困難な方を対象にした移送サービス、冬季における生活道路の除雪援助、巡回を兼ねた排雪援助など、高齢者等が安心して外出できる環境づくりに取り組んでいます。

アンケート調査では、誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組について、「交通の利便性の確保」が第4位にあげられています。

需要と供給のバランスを見極めつつ、既存の移送サービスの充実に加え、新たな支え合いによる移送サービスの創設など、地域が一体となって外出しやすい環境づくりに取り組みます。

また、交流の促進等に関しては、文化センターや図書館、常盤ふるさと資料館あすかを活用した住民の交流や住民参画の場を充実しているほか、シルバー人材センター事業や情報提供、制度周知等による雇用促進に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、各種活動が制限される中で取り組んでいますが、今後もウィズコロナを前提とした取組が必要となります。

いつまでも生活にうるおいをもたらすためにも、住民が積極的かつ主体的に地域活動等に参画したり、生きがいを持って暮らせる基盤づくりが求められます。

アンケート調査では、町内会活動への参加の程度について尋ねたところ、“参加していない”は6割強を占め、特に、若年層の割合が高くなっています。

若年層を中心とした地域活動等への参画を促すとともに、さらなる交流の場や生きがいづくりの充実に取り組めます。

#### ◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

##### 主な取組

- 既存の移送サービスを有効に活用しましょう。
- 新たな支え合いによる移送サービスに協力しましょう。
- 趣味や仕事を持ち、うるおいのある生活を送りましょう。
- 仲間をさそって文化交流機会等に参加しましょう。

#### ◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 福祉有償運送事業	公共交通機関を利用して移動が困難な人を対象に、通院などを目的に有償で移送サービスを行います。	社会福祉協議会
2 高齢者世帯等除雪援助事業	生活道路の確保を行うことで、安心して生活ができるよう支援します。	社会福祉協議会

主な取組	概要	実施主体
3 除排雪困難世帯巡回等事業	雪に関する見守りをしながら巡回し、排雪などの援助を行うことで、安心して生活ができるよう支援します。	社会福祉協議会
4 巡回バス運行事業	町の主要施設と町内の各地域を結ぶ、巡回バスを運行します。	総務課
5 わら細工	先人の知恵と地域の伝統工芸の制作を通して、地域の歴史やしきたりを学びます。	中学校
6 公民館講座	住民の自主的な学習活動を支援するため、藤崎公民館と常盤公民館を会場に、各種教室を開催します。	文化協会（藤崎公民館、常盤公民館）
7 文化センター自主事業	一般住民を対象とした自主事業を開催するとともに、町立中学校、小学校を対象とした自主事業を開催します。	文化協会（文化センター）
8 藤崎町図書館事業	季節のおはなし会等の実施や、町内各所への図書館資料等の配本、企画図書資料展示などを通して、本に親しみやすい環境づくりを推進します。	文化協会（図書館）
9 常盤ふるさと資料館あすか事業	地域住民の文化芸術活動の発信に努めるとともに、住民が文化芸術に親しめる環境づくりを推進します。	文化協会（あすか）
10 シルバー人材センター事業	高齢者の知恵や技術を活かし、就労を通して生きがいづくりを促進します。また、PR活動の充実に努めるとともに、シルバー会員の確保並びに資質向上に努めます。	社会福祉協議会
11 津軽地区身体障害者スポーツ大会	津軽地区管内の6市町村の各市町村障がい者担当課が、開催地と事務局を持ち回りで実施しています。	福祉課
12 いきいきふれあいサロン事業	地域で生活している高齢者と住民（ボランティア）が気軽に集い、ふれあい交流を通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げるとともに、心身機能の維持向上を図ることにより、要介護状態になることを予防します。	社会福祉協議会
13 いきいき手形	65歳以上の希望者に、町各老人福祉センターの温泉入浴料を定額とする「いきいき手形」を発行することで、温泉利用を促進し、温浴効果による健康増進と利用者の交流による社会交流を図ります。	福祉課

主な取組	概要	実施主体
14 老人クラブ	老人クラブの加入者数を増やすことにより、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、奉仕活動等の社会活動を推進します。	福祉課

## 基本目標 3 住民にやさしく安心な体制づくり

### 1. 福祉サービスの充実

障がい者（児）や高齢者、子育て家庭に対する支援など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるためのきめ細かな福祉サービスを提供しています。

アンケート調査では、町の福祉サービスは充実していると思うかについて、「充実していると思う」が2割台半ばを占め、「わからない」が6割台半ばで最も多くなっています。また、日常生活自立支援事業の認知度についても、「初めて知った」が4割台半ばを占めており、引き続き、認知度の向上が必要です。

制度の活用を促進するなど、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

さらに、社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安への対応として地域全体で支え合うことが重要であることから、分野別、年齢別に縦割りだった支援を、当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる包括的な支援体制の確立を図ります。

#### ◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

##### 主な取組

- 福祉サービスの内容を理解し、適正にサービスを利用しましょう。
- 福祉サービスを利用する必要がある人に、周知しましょう。

#### ◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 家庭教育支援事業 (子育て・親育ち講座)	幼児・児童生徒の健やかな成長を促すために、この講座を通し、親同士のつながりを創り相互に学び合い、語りあう家庭教育の学習機会を提供し、家庭の教育力向上を図ります。	生涯学習課
2 放課後子ども教室	土曜日、長期休業日に、子どもが安全で健やかな居場所を確保し、勉強やスポーツ、文化芸術鑑賞等、地域住民との交流活動の取組を図ります。	文化協会（藤崎公民館）

主な取組	概要	実施主体
3 放課後児童健全育成事業	授業終了後や長期休業時に学校施設等を利用し、児童に適切な遊びや生活の場を提供して子どもたちの健全な育成を図ります。	住民課
4 地域生活支援事業	障がいのある人が、能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、移動支援事業、日常生活用具給付事業等を実施します。	福祉課
5 緊急通報システム福祉安心電話サービスを軸としたボランティア活動の推進	一人暮らし高齢者等を対象に、緊急時の安全と不安解消を目的に、福祉安心電話を設置し、24時間体制で見守りを行います。	社会福祉協議会
6 一人暮らし高齢者ふれあい昼食会	会食をしながら参加者同士の交流を図るとともに、地域ボランティアなどとの交流を図ります。	社会福祉協議会
7 子育て応援ネット事業	子育て家庭の見守り体制の充実を図ります。	社会福祉協議会
8 障がい福祉サービス	サービス基盤の整備やサービス利用該当者に対する制度の周知等に努め、利用の拡充を図ります。	福祉課
9 地域支援事業	(1) 任意事業 高齢者支援事業で、介護用品支給事業や成年後見制度利用支援事業を実施します。	福祉課 包括支援センター 社会福祉協議会
	(2) 在宅医療・介護連携推進事業 医療と介護のニーズを合わせ持つ高齢者が住み慣れた地域の良い環境で、暮らし続けることができるよう包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供する連携体制構築に係る方策等を協議し課題を解決します。	福祉課 包括支援センター 社会福祉協議会
	(3) 生活支援体制整備事業 生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置による、地域全体で高齢者を支えるための仕組みの構築に取り組みます。	福祉課 包括支援センター 社会福祉協議会
	(4) 認知症総合支援事業 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられる環境づくりに取り組みます。	福祉課 包括支援センター 社会福祉協議会

主な取組	概要	実施主体
10 藤崎町手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例の推進	障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、多様な手段による情報提供の一層の充実を図るとともに、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の確保・整備に取り組みます。	福祉課

## 2. 相談体制の拡充

本町では、家庭教育相談や人権相談を実施しているほか、介護・高齢者分野の地域包括支援センターをはじめ、各種福祉に関する相談窓口を設定しています。

アンケート調査では、知っている相談窓口を尋ねたところ、最も認知度が高い「心配ごと相談」が5割台半ばにとどまり、その他の相談窓口は5割未満となっています。

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することが求められています。

引き続き、各種相談窓口の認知度向上に取り組むとともに、複合化する地域課題に迅速に対応するためにも、地域特性に合った包括的な支援体制の構築に向けた第1ステップとして、福祉分野に関する相談がワンストップでできる相談窓口の創設に取り組めます。

### ◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとりでは解決できない問題や悩み、不安などについて、ひとりで抱えず、身近にいる人や相談員に相談しましょう。</li> <li>○悩みや不安などを抱えている人がいたら、相談窓口を教えてあげましょう。</li> </ul>



◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 家庭教育支援事業 (家庭教育相談)	家庭教育相談員を設置し、幼児及び児童生徒の保護者等の家庭教育相談に応じます。	生涯学習課
2 人権相談	日常生活の困りごと等の相談に対する解決策を通じて、人権に対する理解を深めてもらうため、年3回、人権の特別相談所を開設します。	人権擁護委員
3 行政相談	行政・人権などに関する相談について、年2回合同で相談所を開設します。	総務課
4 心配ごと相談	住民の日常生活における様々な悩みや心配ごとなど問題解決のために、藤崎・常盤両老人福祉センターにおいて心配ごと相談所を開設します。また、毎月両センターで1回「こころの健康相談所」を開設し、司法書士など専門の相談員を配置し、困難事例への対応や関係機関との連絡調整に努めています。	社会福祉協議会
5 地域ネットワーク会議	福祉課（高齢者、障がい者、健康、生活困窮の各担当）、社会福祉協議会、地域包括支援センターの職員が、週2回各状況・課題を持ち寄り、共通認識を持ちながら、その解決に向け、意見交換をする場を設けます。	福祉課
6 中南地域包括化相談支援センターの設置	中南地域の5町村において、地域のあらゆる相談を幅広く受付し、必要な支援につながる体制（断らない相談支援）を整備し、複合的課題を抱える相談者が地域の中で安心して、役割を持って暮らすことのできる地域づくりを推進することで、社会的孤立を防止し、人と人とが必ずつながる地域社会の実現を推進します。	福祉課

### 3. 制度の狭間、新たなニーズへの対応

不登校や引きこもり、ヤングケアラー、育児困難などといった、既存の福祉事業や制度等では支援することが困難な制度の狭間にある課題等が増えています。

このような課題等に対しては、一つの制度だけでは対処しにくく、個別のケースに応じた対処が求められることもあります。また、課題を抱える人が地域の中で孤立し、相談できないという事態にもなっています。

本町では、一人暮らし高齢者などを対象に、民生委員やほのぼの協力員と連携し、安否確認や状況把握を行っています。

アンケート調査では、自分が孤立していると感じることについて、“ある”は3割弱を占めています。

制度の狭間で悩み事を抱える人等に対して、適切な支援を届けることができるよう、包括的な相談支援体制の構築を進めるとともに、地域福祉活動を支援し、地域力の向上を図ります。

#### ◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

##### 主な取組

- ひとりでは解決できない問題や悩み、不安などについて、ひとりで抱えず、身近にいる人や相談員に相談しましょう。
- SOSを把握したら、相談にのったり、相談窓口を教えてあげましょう。
- SOSの出し方を学びましょう。

#### ◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 地域見守り活動事業	地域で孤立しないように、各町内のほのぼの交流協力員が定期的に対象者宅を訪問することにより、安否確認や状況把握を行い、問題があった場合には早急に関係機関と連携を図り、問題解決に努めます。	社会福祉協議会

## 4. 就労支援・生活困窮者対策の充実

平成7年に戦後最低水準を記録して以降、増加し続ける生活保護世帯の増加に対応するため、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を目的とする「生活困窮者自立支援法」が平成25年12月に成立、平成27年4月から施行されました。

本町では、障がい者就労サービスのリーフレットを窓口を設置しているほか、担当部署と連携し、雇用・就労に関する情報提供、制度周知等を広報紙へ掲載するなど、雇用促進に向けた各種取組を行っています。

アンケートでは、誰もが安心して暮らせる地域にするために重要な取組について、「低所得者の自立支援、子どもの貧困対策」が3割強にのぼっています。

町が有する情報をもとに、また、関係機関との連携を図りながら生活困窮者の早期把握に取り組むとともに、生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能を設け、自立相談支援機関へつなげるなど、生活困窮者対策の充実に取り組めます。

さらに、経済的自立を促進するためにも、幅広い年齢層の住民に対し、就労に関する情報を提供するとともに、子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めます。

### ◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとりで悩まず、身近な相談窓口などを利用しましょう。</li> <li>○経済的に困っている人がいた場合は地域の民生委員・児童委員などに情報を提供しましょう。</li> </ul>

### ◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 雇用情報提供事業	既存企業やハローワークとの連携強化等を図り、雇用情報を提供します。	福祉課
2 雇用促進 (情報提供、制度周知等)	雇用・就労については、情報提供の方法として広報紙を活用します。	経営戦略課
3 ファミリー・サポート・センター事業	地域において、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、育児に関する援助活動により、住民相互の子育て支援を通じて、地域における子育て支援の充実を図ります。 また、広報紙やホームページのほか、行政担当課や町内保育施設等にチラシを配布し、事業PRを行います。	社会福祉協議会

主な取組	概要	実施主体
4 地域子ども・子育て支援事業	地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点・一時預かり・延長保育・休日保育・病児保育等）の実施により、多様化する保育ニーズに対応します。	住民課

## 5. 権利擁護の推進と虐待への対応

本町ではイベント開催時における啓発物品の配布や小中学校での講義を通じた人権教室の開催など、権利擁護に関する取組を行っているほか、子育てに不安を抱える家庭への養育支援による虐待等への対策事業に取り組んでいます。

アンケート調査では、本人の権利擁護を担う一つの制度である成年後見制度について、「初めて知った」が2割強を占め、認知度の向上に向けた取組が引き続き必要です。

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるようにするためにも、あらゆる機会を通じて制度を周知し、活用を促進するなど、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる環境づくりに取り組めます。

また、虐待は表面化しにくいケースが多いことから、地域での見守り体制を充実させ、虐待・孤立化防止に取り組めます。

### ◇町民、地域が取り組むこと【自助・互助・共助】

主な取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>○権利擁護に関する制度を理解しましょう。</li> <li>○権利擁護に関する制度の周知に努めましょう。</li> <li>○児童や高齢者への虐待、家庭内暴力を知った場合、町など公的機関に速やかに通報しましょう。</li> </ul>

### ◇町等が取り組むこと【公助】

主な取組	概要	実施主体
1 養育支援訪問（虐待等対策事業）	子育てに不安や孤独感を抱える家庭に訪問等により養育支援を行います。	福祉課
2 日常生活自立支援事業	認知症などにより判断能力が不十分な方に対して、金銭管理などの支援を行い、地域において安心して生活が送れるよう援助します。	社会福祉協議会

主な取組	概要	実施主体
3 人権啓発活動	秋まつりなどのイベントにて、委員が来場者に啓発物品を配布し啓発活動を行います。	人権擁護委員
4 人権教室	若い世代から人権に対する理解を深めてもらうため、町内小中学校にて人権教室を開催します。	人権擁護委員
5 成年後見制度利用支援事業	「第二期藤崎町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、判断能力が不十分な高齢者・障がい者などの利用者がメリットを実感できる運用に努めます。	福祉課
6 障がい者虐待防止	障がい者虐待に関する通報又は届出の受理、障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための相談、指導及び助言、障がい者虐待に関する広報、啓発などを行います。	福祉課
7 市民後見人の育成	成年後見の担い手として、法律や福祉の専門職に限らない市民後見人を育成し、地域ぐるみで成年後見制度を支える体制を推進します。	福祉課

## 第5章 成年後見制度利用促進基本計画（第二期藤崎町成年後見制度利用促進基本計画）

### 第1節 計画の策定にあたって

#### 1. 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで法律的に支援する制度です。

団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる令和7年度には、75歳以上が全人口の18%となると見込まれ、少子高齢化の進行や高齢者世帯の核家族化などに伴い、地域コミュニティの希薄化による地域の支え合いの低下が懸念されています。また、認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の親亡き後に関連する対応も求められています。こうした状況でも、住み慣れた地域において、すべての住民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるように地域共生社会の実現をめざす必要があります。

国においてはノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向け、成年後見制度の利用促進の基本理念等を定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が平成28年5月に施行され、促進法に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の第一期計画」という。）が平成29年3月に閣議決定されました。国の第一期計画では、令和3年度までの5年間を計画期間として、成年後見制度の利用の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図ってきましたが、更なる施策の推進を図る必要があることから新たな基本計画となる「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の第二期計画」という。）が令和4年3月に閣議決定されました。

促進法第14条には市町村の講ずる措置が規定され、また国の第二期計画には市町村の役割が明記されています。

これらの動向を踏まえ本町では、成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に実施することにより、支援を必要とする人がその人にあった制度を利用できるようにしていこうとするものです。

## 2. 第二期計画の位置づけ

この第二期計画は、促進法第14条に規定する市町村の講ずる措置となる基本的な計画として策定するものです。

## 3. 計画期間

国の第二期計画は、令和4年度から令和8年度までの概ね5年間を念頭に定められています。本町では、藤崎町地域福祉計画と合わせ、令和9年度までとします。

## 4. 計画の進行管理及び評価

本計画は藤崎町地域福祉計画の一部として策定するものです。そのため、取組状況の点検及び評価については、藤崎町地域福祉計画の進行管理と一体的に行います。

## 5. 周辺自治体との協力

弘前圏域8市町村（弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村）では、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制を構築するため、令和2年度より「弘前圏域権利擁護支援事業」に取り組んでいます。各々の市町村が作成する第二期成年後見制度利用促進基本計画においても、めざす姿を共有し、協力を図っていきます。

## 第2節 成年後見制度利用に関する現状

### 1. 首長申立

成年後見制度は、制度利用者である本人、配偶者、四親等以内の親族が申し立てることができますが、成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族ともに申立てを行うことが難しい場合で、特に必要があるときは市町村長が申し立てることができます。

当町では、各年度1～3件台で推移しており、その多くは後見類型となっています。

#### 《弘前圏域全体》

単位：件

首長申立	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計	14	13	17	25	24
後見	12	11	15	21	20
保佐	2	2	2	4	4
補助	0	0	0	0	0

資料：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

#### 《藤崎町》

単位：件

町長申立	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計	0	1	1	2	3
後見	0	1	1	1	3
保佐	2	0	0	1	0
補助	0	0	0	0	0

資料：藤崎町福祉課



## 2. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用にあたり、申立てに必要な経費（収入印紙代、登記印紙代、郵便切手、診断書料、鑑定費用など）及び家庭裁判所の審判に基づく成年後見人等の報酬の全部又は一部を助成しています。

本町では、助成件数の多くを報酬助成が占めており、増加傾向にあります。

なお、弘前圏域8市町村では、当該事業における体制の平準化及び圏域市町村間での事務の円滑化を図るための取り組みとして、令和4年4月1日より各々の市町村が制定・運用している成年後見制度利用支援事業実施要綱の内容を統一しています。

### 《弘前圏域全体》

単位：件

成年後見制度利用 支援事業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合 計	42	45	54	59	76
費用助成	3	5	5	7	16
報酬助成	39	40	49	52	60

資料：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

### 《藤崎町》

単位：件

成年後見制度利 用支援事業	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合 計	5	8	5	10	12
費用助成	0	1	1	2	4
報酬助成	5	7	4	8	8

資料：藤崎町福祉課

### 3. 弘前圏域権利擁護支援事業

弘前圏域8市町村では、「弘前圏域権利擁護支援センター」を中核機関として設置し、共同で運営しています。

当センターは、地域連携のネットワークを構築し、次の業務を行います。

#### (1) 権利擁護の相談支援

本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う。

#### (2) 権利擁護支援チームの形成支援

専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討し、その方針に基づいて成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援チームの体制を構築する。

#### (3) 権利擁護支援チームの自立支援

地域の実情に応じて、各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う。

#### (4) その他成年後見制度利用促進に関すること

成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての広報啓発を地域住民や関係機関に対して、研修会等を通じて行うとともに、市民後見人等養成研修を実施し、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するなど成年後見制度の利用促進を図る。

また、「弘前圏域権利擁護支援連絡会」を設置し、広域的な観点から重層的な成年後見制度利用の支援体制を構築していきます。

#### 「弘前圏域権利擁護支援センター」の業務について

現行の計画では、「①広報②相談③制度利用促進④後見人支援」としていましたが、国の第二期計画にあわせて、「①権利擁護の相談支援②権利擁護支援チームの形成支援③権利擁護支援チームの自立支援」に分類を見直しすることを想定したものです。

計画に合わせて、令和5年4月1日に、センター設置要綱も改訂することとします。

### ①権利擁護に関する相談支援

認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分で、日常生活を送ることに不安がある方について、成年後見制度の利用などにより安心して自分らしく暮らせるよう相談支援を行っています。

弘前圏域権利擁護支援センターを設置した令和2年度は、相談件数が494件でしたが、少子高齢化の進行による認知症高齢者の増加に伴い、令和3年度には、854件と約1.7倍に相談件数が増加しています。

単位：件

内 訳		年 度	令和2年度	令和3年度
弘前圏域 8市町村	弘前市		339	566
	黒石市		26	64
	平川市		6	45
	藤崎町		19	54
	板柳町		11	10
	大鰐町		16	13
	田舎館村		4	28
	西目屋村		6	1
青森県内その他市町村			52	37
青森県外			15	36
相談件数合計			494	854

資料：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

※相談者居住地での件数をカウント

### ②弘前圏域市民後見人等養成研修

少子高齢化の進行により成年後見制度の利用者が増加することに伴い、成年後見人等の担い手が不足することから、住民が互いに支え合う仕組みとして市民後見人等を育成する「弘前圏域市民後見人等養成研修」を令和2年度に開催し、30名が養成研修を修了しています。「弘前圏域市民後見人等候補者名簿」には修了者全員が登録し、令和4年3月末時点で9名の市民後見人が誕生しています。

単位：人

内 訳		名簿登録者数	受任者数
弘前圏域 8市町村	弘前市	24	6
	黒石市	4	2
	平川市	6	0
	藤崎町	4	2
	板柳町	0	0
	大鰐町	4	0
	田舎館村	1	0
	西目屋村	1	1
青森県内その他市町村		3	0
合計		47	11

資料：弘前圏域権利擁護支援センター事務局

## 第3節 成年後見制度利用促進にあたっての基本的な考え方

---

人口減少、少子高齢化の進展は全国的な傾向ではありますが、本町においては国の状況よりも早いペースで急速に進行しており、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しています。

こうした中、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら共に地域を創っていく地域共生社会の実現に向けた取組が求められています。

一方で、成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしています。また、制度利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進することにより、地域共生社会の実現に資することになります。

国の第二期計画では、「権利擁護支援」は、意思決定支援等による権利行使の支援、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義されました。

本町においても、権利擁護支援を地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として位置づけた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実を図り、成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていきます。

## 第4節 計画の策定によりめざす姿

---

### 基本目標1 尊厳のある本人らしい生活を継続するための制度の運用

地域住民や関係機関が成年後見制度を正しく理解することができる環境を整えるとともに、権利擁護支援を必要とする人に対し、成年後見制度を含めた適切な支援に結びつけることができるような相談体制の再構築に取り組みます。

また、成年後見制度を安心かつ安全に利用できるようにするため、不正を未然に防止する意識の醸成を図ります。

## **(1) 成年後見制度の理解と不正防止の徹底**

### **①成年後見制度の周知及び啓発**

地域住民が成年後見制度を正しく理解し、元気なうちから備えることができるよう、地域住民や関係機関に対して研修会等を通じて周知啓発に努めます。

### **②不正防止のための関係機関との連携**

成年後見人等の不正を未然に防止するために、権利擁護支援チームの一員として後見活動を行うことができるよう体制を整備します。

## **(2) ニーズの把握と早期発見**

社会生活で大きな支障が生じないと制度利用に至らないという状況があることから、医療や介護職、金融機関などの関係機関との連携体制の構築や地域の見守りにより、地域で制度利用を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげるよう努めます。

## **(3) 総合的な権利擁護支援策の充実**

権利擁護に関する支援の必要性を検討し、適切な制度利用につなげるため、「日常生活自立支援事業」や他の福祉サービスをはじめとした公的サービス等と連動した一体的なサービスの提供を行います。

## **(4) 本人の意思決定支援**

成年後見人等が制度利用者に対し、密接な身上保護を行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がなされるよう、支援体制の構築に努めます。

## **(5) 利用支援事業の在り方**

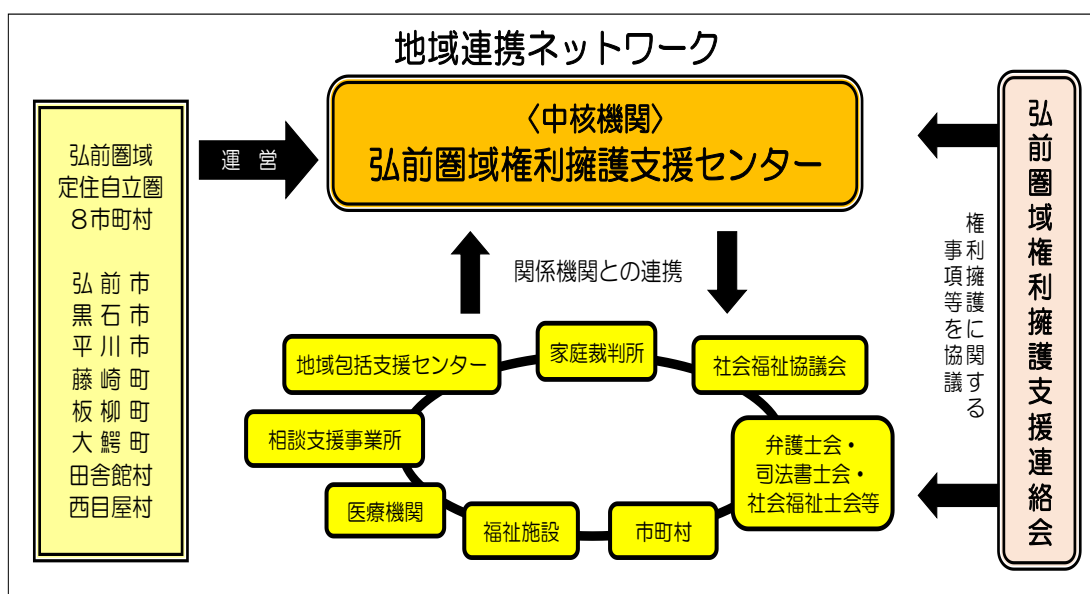
費用負担能力や身寄りのない人、長期支援が必要な人であっても、成年後見利用支援事業による申立て費用の助成や報酬助成を行うことで、誰もが安心して制度利用できるよう支援します。

また、持続可能な支援体制を築くことができるよう、本人の資力の判断基準など適切な利用支援事業の在り方を検討します。

## 基本目標 2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・身上保護を重視した支援を行う地域全体の仕組みの構築をめざし、どこに住んでいても同様の権利擁護支援が届くような体制を整えます。

### ◇地域連携ネットワーク◇



## **(1) 中核機関のコーディネート機能の強化**

弘前圏域権利擁護支援センターが中核機関として、地域連携ネットワークのコーディネートを担い、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等をしつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施します。

## **(2) 地域連携ネットワークの構築**

### **①権利擁護支援チームによる見守りと対応（後見人等の選任後）**

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行います。

また、後見人等が選任されて後見活動が開始した場合は、後見人等も権利擁護支援チームの一員として、本人に対して適切な支援を行います。

### **②弘前圏域権利擁護支援連絡会での連携体制の強化**

制度の利用促進を総合的に推進するため、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、当圏域事業所代表者、法人後見を実施する社会福祉協議会職員等で構成する弘前圏域権利擁護支援連絡会を設置し、関係団体との連携を強化し、各専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進めます。

## **(3) 成年後見人等候補者の適切な推薦の実施**

弘前圏域成年後見人等候補者受任調整会議において、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等を候補者として推薦します。



#### **(4) 担い手の確保・育成等の推進**

弘前圏域権利擁護支援センターにおいて、市民後見人等養成研修を実施し、圏域住民への支援の意思を持つ地域住民が、市民後見人として活動するために必要な一定の知識や心構えを習得する機会を確保します。また、市民後見人等養成研修修了者が市民後見人としての活動のほか、日常生活自立支援事業の支援員としての活動や法人後見を実施する団体の協力員としての活動をできるようにします。加えて、法人後見を実施する事業者の育成についても検討を進め、成年後見制度のみならず他の権利擁護支援の担い手を確保するための環境を整備します。

#### **(5) 包括的・多層的な支援体制の構築（市町村の相談窓口強化）**

弘前圏域8市町村では、地域の相談支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、社会福祉協議会等）を一次相談窓口、中核機関を二次相談窓口として、それぞれに役割を担い、相互に連携しながら、アセスメントや支援方針の決定を行うなど、地域連携ネットワーク全体のコーディネートを行っています。こうしたことから、増加傾向にある中核機関への相談件数の平準化を図るため、一次相談窓口として各市町村に設置されている相談支援機関の職員を対象とした研修等を実施し、一次相談窓口の強化を図ります。

## 第6章 計画の推進にあたって

住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働によって取り組む必要があります。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉の様々な担い手が個々の能力や特徴を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取組を進めます。

### 第1節 住民の役割

---

地域福祉推進の主役は住民であり、住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。また、住民一人ひとりが地域福祉の担い手としてこうした意識を強く持ち、同時に自らボランティアなどの地域活動に積極的かつ主体的に参加するなど、具体的な活動を実践していくことが不可欠です。

また民間事業者においても福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、住民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実効あるものにするためには、こうした住民をはじめボランティアやNPO、事業者、民間企業等の様々な主体による自主的な取組と相互の連携による協働の取組が不可欠です。

### 第2節 行政の役割

---

行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する責務があります。

このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅など関係各課との連携強化を図り、町政の様々な分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう取り組みます。

さらに、地域福祉への住民参加の機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実などに努めます。

### 第3節 コミュニティにおける推進体制

---

高齢者福祉や子育て、防災・防犯・交通安全活動など、地域における行政サービスに対するニーズは多様化・高度化していますが、行政のみで、これらを総合的に提供することが難しい社会状況にあります。

地域コミュニティと行政の協働により、地域の課題の解決に向け取り組んでいくことが今後の地域づくりには一層重要となっており、地域資源の発掘、再生、創造に向けた取組は極めて重要です。今後、こうした地域コミュニティ等が、共通する目的や課題を共有し、相互に役割を分担しながら活動していくことができるよう地域のコミュニティ組織を強化するとともにその連携を図ることが求められています。

住民が積極的に地域のコミュニティに参加し、地域のコミュニティ活動を活性化することにより、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる地域コミュニティづくりをめざしていきます。

さらに、各地域コミュニティを中心に、ボランティア団体、町内会、民生委員・児童委員などとも連携を強め、地域一体となって地域福祉活動を推進していく体制づくりを促進するとともに、町としても積極的な支援を行います。

### 第4節 社会福祉協議会との連携

---

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられており、従来から、町と連携を図りボランティア活動や福祉教育の推進など地域ネットワーク等の活動を積極的に展開していることから、この第4次地域福祉計画は、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と整合性を図りながら策定するものです。

本計画の基本理念を達成するために、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されますので、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と同様の理念により相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

## 第5節 計画の推進体制の確立

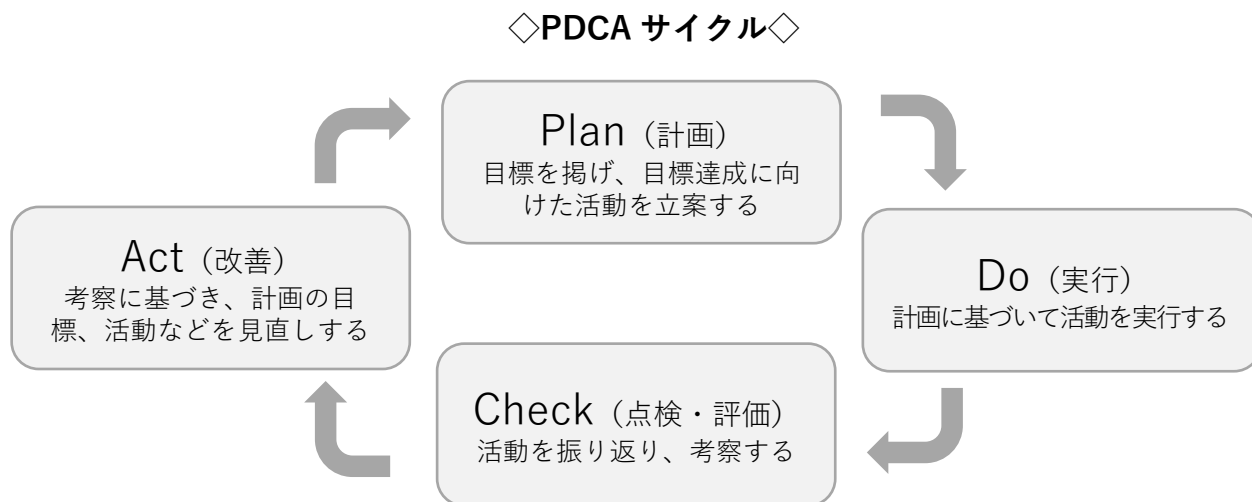
本計画は、福祉・保健・医療にとどまらず、教育・防災・まちづくりなどと広範囲にわたる関連を重視し、行政においては関係各課が共通の認識に立ち、計画・事業を円滑に推進する協力体制の構築に努めます。

また、関係機関・各種団体・事業所等とも連携を深め、幅広い分野からの参画を得ながら、全体的に整合性のとれた施策の推進を図ります。

施策の推進にあたっては、広報やホームページ等の多様な媒体を通じて、住民や関係団体等に対して、本計画の周知を図るとともに、住民のニーズや実態把握に努めます。

## 第6節 計画の点検・評価

本計画を推進していくにあたり、地域福祉計画について、P（Plan：計画）・D（Do：実行）・C（Check：点検・評価）・A（Act：改善）サイクルに基づき、定期的な実施状況の点検や評価を行い、社会状況の変化などにより見直しが必要な場合には、取組内容の見直しを行っていきます。



## 資料編

### 第1節 策定経過

時期		内容
令和4年	6月	○「藤崎町地域福祉計画・藤崎町地域福祉活動計画策定のためのアンケート調査」の実施
	5月18日	○計画策定のための関連施策・事業状況の調査
	10月31日	<b>【第1回藤崎町地域福祉計画策定委員会】</b> ○組織会、アンケート結果公表及び第3次計画の進捗状況の点検・評価説明
令和5年	1月23日	<b>【第2回藤崎町地域福祉計画策定委員会】</b> ○計画素案の検討・協議
	2月1日～ 2月15日	○パブリックコメントの実施
	3月8日	○策定委員へのパブリックコメントの結果と計画案最終決定の報告 ○計画案の委員会最終決定 ○策定委員会会長から町長へ報告
	4月	○計画書発行

## 第2節 策定協議

---

### ○藤崎町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(平成20年11月10日告示第25号)

**改正** 平成24年8月1日告示第77号 平成30年2月23日告示第9号  
令和4年3月23日告示第43号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45条)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な事項を協議するため、藤崎町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 行政関係者
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱した日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。ただし、委員会を新たに組織する場合の最初の会議は、町長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討委員会)

第8条 計画の原案を作成するために、検討委員会を設置することができる。

2 検討委員会は、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課福祉係において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年11月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条の規定にかかわらず町長が招集する。

附 則(平成24年8月1日告示第77号)

この告示は、平成24年8月1日から施行する。

附 則(平成30年2月23日告示第9号)

この告示は、平成30年2月23日から施行する。

附 則(令和4年3月23日告示第43号)

この告示は、公布の日から施行する。

### 第3節 藤崎町地域福祉計画策定委員会委員名簿

任 期：令和4年10月31日～令和5年3月31日  
(順不同)

	氏 名	役 職 名	備 考
福祉団体等の 代 表 者	加 川 實	藤崎町民生委員児童委員協議会 会長	
	館 山 新 一	藤崎町老人クラブ連合会 会長	
	館 山 廣 子	藤崎町母子寡婦福祉会 会長	
	幸 田 知 子	藤崎町ボランティア連絡協議会 会長	
	成 田 全 弘	藤崎町社会福祉協議会 事務局長	会長
	横 山 恵 子	藤崎町健康推進員会 会長	
社会福祉施設の 代 表 者	三 浦 真 紀 子	藤崎保育所 所長	
	藤 田 秀 幸	特別養護老人ホームさんふじ 施設長	
	高 谷 和 也	相談支援事業所はればれ 管理者	
住民組織の代表者	工 藤 春 光	藤崎町町内会連合会 会長	副会長
行政関係者	高 木 秀 光	藤崎町 総務課長	
	石 澤 岩 博	藤崎町 経営戦略課長	
	森 篤	藤崎町 住民課長	
	佐 藤 康 文	藤崎町 学務課長	
	佐々木泰人	藤崎町 生涯学習課長	





**第4次藤崎町地域福祉計画**

**発行日** 令和5年4月

**発行** 藤崎町

**編集** 藤崎町福祉課

〒038-3803

青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

TEL 0172-88-8195

**印刷・製本** (株)津軽新報社